

第三十回 帝國議會 貴族院議事速記録第六號

大正二年三月十七日(月曜日)

午前十時五分開議

議事日程 第六號 大正二年三月十七日

午前十時開議

- 第一 大正二年度歳入歳出總豫算案並大正二年度各特別會計歳入歳出豫算案審査期限ヲ定ムルノ件
- 第二 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件審査期限ヲ定ムルノ件
- 第三 裁判所構成法中改正法律案(政府提出案)(議院送付)
- 第四 判事及檢事ノ休職並判事ノ轉所ニ關スル法律案(政府提出案)(議院送付)
- 第五 裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案(政府提出案)(議院送付)
- 第六 裁判所管轄區域ニ關スル法律案(政府提出案)(議院送付)
- 第七 判事懲戒法中改正法律案(政府提出案)(議院送付)
- 第八 會計檢査院法中改正法律案(政府提出案)
- 第九 會計檢査官及行政裁判所高等官ノ休職ニ關スル法律案(政府提出案)
- 第十 裁判所構成法中改正法律案(衆議院提出)
- 第十一 辯護士法中改正法律案(衆議院提出)
- 第十二 衆議院議員選舉法中改正法律案(衆議院提出)
- 第十三 災害地方田畑地租免除ニ關スル法律案(衆議院提出)
- 第十四 刑法施行法中改正法律案(衆議院提出)

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔河井書記官朗讀〕

一昨十五日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

遺失物法中改正法律案

同日本院ニ於テ採擇スヘキモノト議決シタル島根縣知井宮村ニ郵便局設置ノ請願外二件ノ請願ハ各意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
大正二年度歳入歳出總豫算案並大正二年度各特別會計歳入歳出豫算案
豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リヲ致シマス、荒川義太郎君負傷ノタメ歩行困難ニ付當分ノ内、院内ニ於テ杖ヲ許可サレタイト云フコトヲ議長ニ申出ラレマシタ、許可イタシテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス、議事日程第一、大正二年度歳入歳出總豫算案並大正二年度各特別會計歳入歳出豫算案審査期限ヲ定ムルノ件、第二、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件審査期限ヲ定ムルノ件

〔左ノ送付文ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

大正二年度歳入歳出總豫算案並大正二年度各特別會計歳入歳出豫算案
右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正二年三月十五日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長大岡育造

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正二年三月十五日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長大岡育造

○議長(公爵德川家達君) 大藏大臣高橋男爵

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 諸君、私ハ茲ニ大正二年度歲計豫算ヲ諸君ニ紹介イタシマスル光榮ヲ有シマス、大正二年度豫算ハ大體ニ於キマシテ前年度豫算ヲ踏襲イタシマシテ、而シテ歳入ノ增收ヲ以テ支辨シ得ベキ範圍内ニ於キマシテ緊急避クベカラザル必要ナ經費ヲ計上イタシマシテ、以テ歳入歳出ノ均衡ヲ保タシメタルモノデゴザイマス、曩ニ現内閣ノ成立イタシマスルヤ、時恰モ帝國議會ノ開會ニ際シマシタルガ爲ニ、新ニ行政及財政ニ關シマスル豫算ヲ立テ而シテ以テ之ニ依ッテ豫算ヲ編製イタシマスルコトハ到底時日ノ許サバリシ所デゴザイマス、而シテ前内閣ニ於テ編製セラレタル豫算ハ自ラ時宜ニ適シタルモノナルコトヲ認メマシタルガ故ニ、何等ノ變更ヲ加フルコト無ク再ビ之ヲ提出シタル次第デゴザイマス、大正二年度總豫算ノ歳入ハ經常部ニ屬シマスルモノ五億二千九百七十五万五千六百四十九圓、臨時部ニ屬シマスルモノ五千五百六十八千四百二圓、合計五億八千四百九十二万四千五百一十一圓デゴザイマス、而シテ其歳出ハ經常部ニ屬シマスルモノ四億二千二百萬四千四十一圓、臨時部ニ屬シマスルモノ一億六千二百九十二万十圓、合計五億八千四百九十二万四千五十一圓デゴザイマス、而シテ經常歳入ヲ以テ經常歳出ニ比較イタシマスレバ一億七百七十五万六千八百八圓ノ超過ヲ示シテ居リマス、右豫算ニ計上シタル歳出ノ外、曩ニ臨時軍事費特別會計ヨリ一般會計ニ繰越シマシタル豫算ノ中、百萬圓ヲ使用スル豫定ニシマシテ、之ヲ前年度剩餘金ヲ以テ支辨スル經畫トナッテ居リマス、大正二年度歳入ヲ以テ之ヲ前年度豫算ニ比較イタシマスニ、經常部ニ在リマシテハ主トシテ一般經濟上ノ發達ニ基キ、租稅收入、印紙收入及郵便電信電話收入、其他專賣局益金及製鐵所益金ヲ増加シタル等ノ爲ニ二千七百七十五万八千四百五十三圓ヲ増加シマシタ、臨時部ニ在リマシテハ主トシテ前年度繰入金ノ減少イタシマシタル爲ニ千九百七十五万六千七百八十六圓ヲ減少イタシ、結局歳入總額ニ於テ七百四十万六千六百六十七圓ノ増加ヲ見マシタ、大正二年度歳出ヲ以テ之ヲ前年度豫算ニ比較イタシマスルニ、經常部ニ在リマシテハ恩給、諸拂戻金、糧秣費及在監人費其他既定經畫ニ屬シマスル事業ノ進捗及一般經濟上ノ進運ニ伴ヒマシテ經費ノ増加ヲ來タス等ノタメ前年度ニ比シマシテ九百九十三万七百七十八圓ヲ増加イタシ、臨時部ニ在リマシテハ、一方ニ於テ海軍軍備補充費追加及巴奈馬大平洋萬國博覽會費其他必要缺クベカラザル經費ヲ新ニ計上イタシタルガ爲ニ、他方ニ於キマシテ既定繼續費ノ年割額減少シ、又ハ其事業ノ終了ス

ルモノガアリマシタル外、前年度限りノ費途ニシテ本年度ニ於キマシテ之ヲ要セザルモノガアリマス等ノタメ、差引二百五十二万八千五百一十一圓ヲ減少イタシマシタ、結局歳出總額ニ於キマシテ七百四十万六千六百六十七圓ノ増加ヲ示シテ居リマス、抑、國家ノ歲計ヲ整理スルノ必要アルコトハ前々内閣及前内閣ニ於キマシテ引續キ之ヲ闡明イタシマシテ、其實行ヲ企圖セラレタル所デゴザイマス、是ハ從來國民ノ均シク希望イタス所ナルノミナラズ國運ノ伸張ヲ圖リ經濟ノ發達ニ資スルガタメ緊切避クベカラザルモノナルコトヲ認メマシタル爲ニ、政府ハ之ニ關シマシテ必要ナル調査ヲ遂ゲ大正二年度豫算成立ノ上ハ其範圍内ニ於キマシテ經費ノ節減及事業ノ繰延ヲ爲シテ以テ歳計ノ整理ヲ實行セムコトヲ期スルモノデゴザイマス、又多年ノ問題トナッテ居リマシタル稅制ノ整理ニ付キマシテハ、速ニ之ガ解決ヲ與フルノ必要ヲ認メマスルヲ以テ所得稅法及營業稅法ノ改正案ハ既ニ之ヲ帝國議會ニ提出シテ目下衆議院ノ審議中ニ屬スル次第デゴザイマス、尙ホ政府ノ專賣ニ係ル鹽ニ付キマシテハ、大正二年度豫算ノ範圍内ニ於キマシテ歳計ノ整理ト相俟ツテ是ガ價格ノ引下ヲ實行スル見込デゴザイマス、之ヲ要スルニ大正二年度ニ於キマシテ前年度豫算ヲ踏襲イタシマシテ編製セラレマシタル豫算ヲ實行スルト共ニ、其範圍内ニ於キマシテ歳計ノ整理ヲ遂行シ、之ト相俟ッテ國民ノ負擔ノ權衡ヲ保タシムルト共ニ其輕減ヲ圖リマシテ、以テ益々財政ノ基礎ヲ鞏固ニ致シ、一般經濟ノ發達ヲ圖ラムコトヲ期スル次第デゴザイマス、諸君願ハクハ現下ノ事態ニ察セラレマシテ政府ノ意ノ存スル所ヲ諒トシテ、速ニ協賛ヲ與ヘラレムコトヲ切望イタシマス

○西村亮吉君 質問デゴザイマス、唯今大藏大臣ノ御演說ニ相成リマシタコトハ伺ヒマシテゴザイマスガ、私ノ希望ハ總理大臣ニ伺ヒタイノデゴザイマス、此大正二年度ノ豫算ハ前内閣ニ於テ提出セラレタ豫算ト同一ノ豫算デアリマスル、前内閣ノ總理大臣ハ此豫算ヲ提出セラレテ政府ハ年額五千万圓乃至六千万圓ヲ節約スルノ目的トシテ經費ノ節約及事業ノ繰延ヲ致ス云々ト申サレマシタ、山本總理大臣ガ衆議院ニ於テ御演說ニナリマシタ所ノ要旨ヲ擧摘ンデ申シマス、會計年度ガ迫ッテ居ル、豫算ヲ編製スルノ暇ガ無い、已ムヲ得ズ一旦撤回シタル同一ノ豫算ヲ提出シテ現下ノ事態ヲ察シテ協賛ヲ與ヘラレタイト、斯ウ云フヤウニ御演說ニナッテ居リマスル、總理大臣ハ此豫算ヲ篤ト御熟覽ニナッテ、是ナラバ宜シイト信ゼラレテ御提出ニナリマシタルモノ

ト思ヒマスル、サスレバ此豫算ノ中カラ大正二年度ニ於テハ何ホドノ御節約ニナリマスルカ、又三年度ニ於テハ何ホドノ御節約ニナル御目的デゴザイマスカ、其御明答ヲ得タイト存ジマス、若シ之ニ御明答ガ出来ナイトアレバ總理大臣ハ自ラ信ヲ置カナイ所ノ豫算ヲ提出セラレタモノト見ネバナラス、頗ル亂暴ト思ヒマス、ドウゾ總理大臣カラ此大正二年度ニ於テ何ホド節約ヲスルト云フコトヲ明ニ御答ヲ願ヒタイデゴザイマス

〔國務大臣伯爵山本權兵衛君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(伯爵山本權兵衛君) 唯今ノ西村君ヨリノ御質問ニ對シテ御答イタシタイト思ヒマスル、西村君ノ御質問ハ大正二年度ニ於テ如何ホド減ジ得ルノデアルカ、又大正三年度ニ於テハ如何ホドデアルカト云フ御問デアッタカノヤウニ思ヒマスノルデアリマス、右ニ對シテ大體ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、現内閣ガ提出イタシタル豫算ハ、即チ桂内閣ガ提出イタシタル豫算案ト同一デゴザリマス、是ハ現内閣組織以來、御承知ノ如ク日モ足リマセスコトデアリマスルガ故ニ、之ヲ撤回イタシマシテ、再ビ修正ヲスルノ暇ガ無イト云フコトハ皆様方ガ御承知デアラウト思フノデアリマス、サテ大正二年度ニ對スル所ノ豫算ハ取りモ直サズ四十五年度ノ豫算デアルノデアリマス、サテ現内閣ハ此豫算ニ對シマシテハ、如何ナル決心ヲ有ッテ居ルカト云フコトヲ一言申サナケレバナリマセヌ、前々内閣ニ於キマシテハ行政、財政ノ整理ヲ致シマスル爲ニ相當ノ機關ヲ設ケ、條例、官制其他ノ規則等ニ於キマシテ略、案ノ成ッテ居ルモノモゴザリマスルガ、未ダ成案ニ至ラスモノモゴザリマス、而シテ之ヲ合シマシテ之ヲ數字ニ現ハシマスルト云フト、大約三千七百數万圓ニ上ッテ居ルノデゴザリマス、是ハ陸軍省並ニ其他ノ一二ヲ除イタモノニ對スル總額デゴザリマス、桂内閣ハ兎ニ角前年度即チ四十五年度ノ豫算ヲ其儘提出イタシマシテ、而シテ之ニ對シマシテハ定メシ相當ナル考ヲ有ッテ居ラレタデアラウト思フノデアリマス、然レドモ奈何セム此豫算ニ對シマシテハ何等ノ設備ヲ施ス暇ナクシテ遂ニ斯ノ如キ更迭ヲ見ナケレバナラスコトニ立至ッタノデアリマス、現内閣ハ此豫算ニ對シマシテ信賴イタシマスノハ、前々内閣ガ既ニ設備イタシタル所ノ官制其他ニ依リマシテ整理ヲ致シマシタル所ノ概略ヲ舉ゲレバ大約三千七百餘万圓ニ上ルノデアリマス、故ニ現政府ハ大正三年度ニ於キマシテハ三千七百數万圓ヲ土臺ト致シテ、未ダ整理ノ著カザルモノニ進ンデ尙ホ整理ヲ加ヘ、爲シ得ルダケノ整理ヲシテ以テ

目的ヲ遂行イタシタイ希望デゴザリマス、然レドモ前内閣ガ議場ニ於テ聲明シタルガ如ク、此豫算ヲ執行スルニ當ッテ大正三年度ニ於キマシテハ五千万乃至六千萬……ト記憶シテ居リマスルガ、是等ヲ標榜シテ削減スル見込デアルト云フコトヲ申サレタヤウニ記憶イタシマスルガ、現内閣ニ於キマシテハ、之ニ反シマシテ未ダ整理ノ著カザルモノニ向ヒマシテ金高ヲ明示スルコトノ出来マセヌノハ、甚ダ遺憾ニ存ジマスノデゴザイマス、而シテ大正二年度ニ對シマシテ爲シ得ラレルダケノ改廢ヲ致シ、改正ノ實ヲ舉ゲ、殘ッタ金ハ大正三年度ニ送ッテ以テ前目的ヲ貫徹イタシタイ希望デゴザイマス、故ニ大正二年度ニ於テ如何ホドノ削減ヲ爲シ得ルカ、又大正三年度ニ於テハ如何ホドノ金高ニナルカト云フコトヲ明言シ能ハナイノヲ甚ダ遺憾ニ存ジマスルガ、宜シク西村君ノ御質問ニ付イテ御答イタシタル事柄ヲ諸君ニ於カレマシテ御了承アラムコトヲ望ミマス

〔木村誓太郎君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 木村誓太郎君

〔木村誓太郎君「議長、質問デゴザイマス、御許シヲ……」ト述フ

○議長(公爵徳川家達君) アナタノ御名ヲ呼ビマシタカラ、御許シ申シタト御心得デ宜シウゴザイマス

○木村誓太郎君 私モ大藏大臣ニ對シテ御尋ヲシヤウト思ッテ居リマシタガ、唯今西村君ノ質問ニ變リマセスカラシテ重複ヲ避ケマシテ西村君ニ對シテ御答ニナリマシタコトニ付イテ大藏大臣ニ御尋ヲ致シタイト思ヒマス、……大藏大臣デナク首相ヨリ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス、唯今ノ首相ノ御答ニ依リマスルト、大正三年度ニ至ッテハ三千七百萬圓以上、其上多分ノ爲シ得ラレル限りノ整理ヲスルト云フ御答デアリマシタ、二年度ニ於テハ未ダ其金額ハ明言セラレヌヤウデアリマス、然ルニ衆議院ノ十五日ノ議場ニ於テノ御辯明ニ依リマス、大正二年度ニ於テモ少クモ三千七百萬圓以上ハ節減スルヤウニ筆記ヲ見マスルト見エルデアリマス、以上「トアリマスルガ、三千七百萬圓ハ勿論、其以上節減スルト云フコトヲ御述ベニナッテ居リマス、唯今ノ御答デ見マスルト、二年度ノ所ハ全部金高ハ分ラス、責任アル御答ハ出来ヌト云フ御述ベデアリマスガ、三千七百萬圓ハ少クモ大正二年度ニ於テ節減セラレ、尙ホ其上ニモ節減シ得ラル、ダケハ節減スルト云フ御趣意デアリマセウカ、ソレデアレバ既ニ政府ヨリ提出ニナッテ居リマス營業稅又ハ所得稅等ノ議案

ニ對シテモ、是ハ大正三年度カラ實施セラレルモノデアリマスルケレドモ、其財源ト云フモノガ安心シテ協賛ヲスルコトガ出來マスルガ、大正三年度ニハ精々スルト云フダケデハ、ドウモ其財源ガ不安心ニ考ヘラレマスル、故ニ衆議院デ質問ニ對シテノ御答ノ三千七百萬圓ハ勿論ト云フコトハ、大正三年度ニ對シテ御述ベニナッタヤウニ速記録デハ見エマスガ、アレハ大正三年度ノコトヲ御述ベニナッタノカ如何デアルカト云フコトヲ、モウ一應念ノ爲ニ伺ヒ置キタイノデアリマス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 唯今ノ木村君ノ御質疑ニ對シテ御答ヲ致シマス、大正三年度ニ於キマシテハ前々内閣ノ調査イタシマシタル節約ノ金額三千七百萬圓、其取調ヲ基礎ト致シマシテ出來得ルダケノ節約ヲ努メマスルコトデアリマス、而シテ西園寺内閣ノ節約ノ成案タル三千七百萬圓ハ無論ノコト、其以上ニモ節約ヲスルコトハ大正三年度ノ豫算ノ編製ニ於テ現ハレルト云フコトデゴザイマスデ、左様ニ御承知ヲ願ヒマス

○子爵曾我祐準君 唯今議題ニナツテ居リマス日程第一、第二ノ件ニ付キマシテ……即チ審査期限ノコトデアリマスガ、皆サン御承知ノ通り近年ハ貴族院ニ於テハ大概二十一日即チ三週間、豫算ノ審査ニハ毎年二十一日間即チ三週間ヲ以テ期限ト致シテ居リマス、以前ハ十五日ト云フコトモアリマシタガ、段々此豫算ノ膨脹スルニ從ツテ其審査ニモ日ヲ要シマス爲ニ三週間ト云フコトニナツテ居リマス、然ルニ本年ハ今日ヨリ會期ガ僅ニ十日シカアリマセヌ、其十日ノ間ニ三週間ノ日子ヲ得ルコトハ到底出來スコトデゴザイマス、故ニ近年ノ例ニ背イテ甚ダ殘念ニハ思ヒマスルケレドモ、斯ノ如ク時日ガ無イトキニハ致シ方ガナイト思ヒマス、サリナガラ三週間デサヘモ餘リ裕カニナカッタ所ノ豫算審査期限ヲ今度ハ前後ヲ籠メテ十日ノ中ニ審査スルノハ随分難儀ナコト、思ヒマス、サリナガラ會期ガ切迫イタシテ居リマスルニ依ツテ已ムヲ得ズ其中ニ成ルベク勉メテ審査ヲ了イタシタク希ヒマスガ、如何デアラウカ請合ヒハシマセスケレドモ審査期限ヲ決メマストキニハ此日限ノ中ニ審査了ト云フコトニ決メル外致シ方ガゴザイマセヌニ依ツテ幾日ト云フコトヲ限ラズ、審査ガ出來次第ニ議場ニ報告スル、斯ノ如ク御決定アラムコトヲ希望イタシマスルコトデアリマス、ドウカ御賛成ヲ願ヒマス、即チ審査了次第、議院ニ報告ヲ致シマス、斯様ニアリタイト思ヒマス

○江木千之君 賛成

○伯爵柳澤保惠君 賛成

○伯爵松浦厚君 賛成

○男爵關義臣君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 曾我子爵ノ動議ヲ可トセラル、諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○子爵曾我祐準君 此際、更ニ發議ヲ致シタウゴザイマス、唯今申シマシタ通り最早餘日モゴザイマセヌニ依ツテ此先キ貴族院ニ提出セラル、追加豫算ニ付キマシテハ本議會ニ於テ審査期限ヲ決メル手數ヲ略シマシテ直チニ豫算委員會ニ付セラル、ト云フコトニアリタイト云フ動議ヲ茲ニ提出イタシマス

○江木千之君 賛成

○伯爵柳澤保惠君 賛成

○男爵關義臣君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 曾我子爵ノ動議ニ御同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第三、裁判所構成法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、通牒文ノ朗讀ハ省略イタシテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔左ノ送付文及議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

裁判所構成法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
大正二年三月十三日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長大岡育造

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第十三條ノ二 區裁判所ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同裁判所ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ地方裁判所長ハ地方裁判所判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得

第十四條中「二百圓」ヲ「五百圓」ニ改ム

第十五條 區裁判所ハ此ノ法律又ハ他ノ法律ニ特別ノ規定アルモノヲ除ク外非訟事件ニ關ル事務ヲ取扱フノ權ヲ有ス

非訟事件中登記事務ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第十六條 區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ第二ニ記載シタル罪ハ豫審ヲ經サルモノニ限ル

第一 拘留又ハ科料ニ該ル罪

第二 有期ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪

第十六條ノ一及第十六條ノ二ヲ削リ第十六條ノ三ヲ第十六條ノ二ニ改ム

第十七條ノ二 司法大臣ハ區裁判所ニ屬スル事務ノ一部分ヲ取扱フ爲區裁判所出張所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第二十一條中「毎年」ヲ削ル

第三十七條中第二號ヲ削リ第三號ヲ左ノ如ク改ム

第二 地方裁判所ノ第一審トシテ爲シタル決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第四十條中「五人」ヲ「三人」ニ改ム

第四十一條中「五人」ヲ「三人」ニ、「七人」ヲ「五人」ニ改ム

第五十條第一號ヲ左ノ如ク改ム

第一 終審トシテ

(イ) 地方裁判所及控訴院ノ第二審判決ニ對スル上告

(ロ) 地方裁判所ノ第二審トシテ爲シタル決定及命令竝ニ控訴院ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第五十三條中「七人」ヲ「五人」ニ改ム

第七十三條中「及第七十五條」ヲ「乃至第七十五條」ニ改ム

第七十四條ノ二 司法大臣ハ裁判事務上必要アルトキハ控訴院又ハ大審院

ノ總會ノ決議ニ依リ判事ニ轉所ヲ命スルコトヲ得
第八十八條一項ヲ左ノ如ク改ム

書記ハ司法大臣之ヲ任シ及之ヲ補ス司法大臣ハ大審院長控訴院長檢事總長檢事長ニ各、其ノ裁判所又ハ檢事局ノ書記ヲ地方裁判所長檢事正ニ各、其ノ裁判所及其ノ管轄區域内ノ區裁判所又ハ檢事局及其ノ局ノ附置セラレタル地方裁判所管轄區域内ノ檢事局ノ書記ヲ任シ及補スルノ權ヲ委任スルコトヲ得

第九十五條中「控訴院長」ヲ「地方裁判所長」ニ改ム

第三百三十六條ノ二 合議裁判所長檢事總長檢事正ハ其ノ監督ニ屬スル判事若ハ檢事ヲシテ司法行政事務ノ一部分ヲ取扱ハシムルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ニ付テハ管轄ニ關スル從前ノ規定ヲ適用ス但シ本法ニ依リ其ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

○議長(公爵德川家達君) 議長ガ申落シマシタガ、議事日程第三ヨリ第七マデ皆關聯シタ案デアリマスカラ、束ネテ國務大臣ノ説明ガアル筈デゴザイマス

判事及檢事ノ休職並判事ノ轉所ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
大正二年三月十三日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長大岡育造

判事及檢事ノ休職並判事ノ轉所ニ關スル法律案

第一條 裁判所構成法中改正法律並裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律ノ施行ニ際シ司法大臣ハ判事及檢事中二百三十二人ヲ限リ休職ヲ命スルコトヲ得但シ判事ニ休職ヲ命スルニハ願ニ依ル場合ヲ除クノ外大審院ノ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレタル判事及檢事ニハ現俸三分ノ一ヲ支給ス但シ在職二十五年以上ノ者ニハ二分ノ一迄ヲ支給スルコトヲ得

第三條 第一條ニ掲ケタル法律施行ノ際ニ限リ裁判所構成法中判事ノ轉所ニ關スル規定ハ之ヲ適用セス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正二年三月十三日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長大岡育造

裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案

第一條 新島區裁判所、八丈島區裁判所、父島區裁判所、松戸區裁判所、佐倉區裁判所、一宮本鄉區裁判所、佐原區裁判所、木更津區裁判所、太田區裁判所、水戸地方裁、麻生區裁判所、龍ヶ崎區裁判所、眞岡區裁判所、宇都宮地方裁、大田原區裁判所、佐野區裁判所、越ヶ谷區裁判所、幸手區裁判所、大宮區裁判所、沼田區裁判所、中之條區裁判所、太田區裁判所、前橋地方裁、富岡區裁判所、前橋地方裁、藤枝區裁判所、吉原區裁判所、掛川區裁判所、所管內、飯山區裁判所、大町區裁判所、福島區裁判所、長野地方裁、岩村田區裁判所、三條區裁判所、柏崎區裁判所、糸魚川區裁判所、伏見區裁判所、木津區裁判所、園部區裁判所、峰山區裁判所、池田區裁判所、茨木區裁判所、枚方區裁判所、岸和田區裁判所、富田林區裁判所、松山區裁判所、奈良地方裁、高田區裁判所、奈良地方裁、伊丹區裁判所、明石區裁判所、柏原區裁判所、所管內、龍野區裁判所、村岡區裁判所、水口區裁判所、八幡區裁判所、所管內、今津區裁判所、妙寺區裁判所、撫養區裁判所、富岡區裁判所、所管內、川島區裁判所、赤岡區裁判所、須崎區裁判所、三本松區裁判所、觀音寺區裁判所、一宮區裁判所、津島區裁判所、半田區裁判所、西尾區裁判所、新城區裁判所、松阪區裁判所、龜山區裁判所、八幡區裁判所、所管內、大垣區裁判所、三國區裁判所、武生區裁判所、大野區裁判所、小濱區裁判所、小松區裁判所、大聖寺區裁判所、高濱區裁判所、飯田區裁判所、金澤地方裁、魚津區裁判所、杉木新區裁判所、竹原區裁判所、庄原區裁判所、所管內、德山區裁判所、柳井津區裁判所、船木區裁判所、木次區裁判所、今市區裁判所、八幡濱區裁判所、片上區裁判所、新見區裁判所、笠岡區裁判所、勝山區裁判所、溝口區裁判所、大村區裁判所、武生水區裁判所、武雄區裁判所、伊萬里區裁判所、甘木區裁判所、吉井區裁判所、福島區裁判所、所管內、所管內、佐伯區裁判所、杵築區裁判所、玉津區裁判所、三角區裁判所、御船區裁判所、

所、高瀬區裁判所、人吉區裁判所、知覽區裁判所、加治木區裁判所、高千穂區裁判所、宮古區裁判所、那霸地方裁、八重山區裁判所、大河原區裁判所、田島區裁判所、新庄區裁判所、長井區裁判所、花卷區裁判所、福岡區裁判所、盛地方裁、水澤區裁判所、能代區裁判所、花輪區裁判所、湯澤區裁判所、野邊區裁判所、鰐ヶ澤區裁判所、五所川原區裁判所、福山區裁判所、函館地方裁、所管、壽都區裁判所、紗那區裁判所、厚岸區裁判所、之ヲ廢止ス

第二條 行事區裁判所ヲ行橋區裁判所ト、豆田區裁判所ヲ日田區裁判所ト、中村區裁判所ヲ所管內、相馬區裁判所ト改稱ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ廢止セラレタル裁判所ノ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ノ管轄區域ヲ管轄スル同等ノ裁判所ニ於テ受理シタルモノト看做ス

本法ニ依リ廢止セラレタル裁判所ノ管轄區域カ二箇以上ノ同等ノ裁判所ノ管轄ニ分屬スルトキハ其ノ裁判所ノ受理シタル事件ハ裁判所管轄區域表ニ依リ管轄權ヲ有スル裁判所ニ於テ受理シタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ裁判所ヲ定ムルコト能ハサルトキハ其ノ事件ハ廢止セラレタル裁判所ノ所在地ヲ管轄スル同等ノ裁判所ニ於テ受理シタルモノト看做ス

本法ニ依リ廢止セラレタル裁判所ノ爲シタル裁判其ノ他ノ行爲ハ前三項ノ規定ニ依リ定リタル裁判所ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス
第二項乃至第四項ノ規定ハ事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所カ本法ニ依リ廢止セラレ本法施行後ニ其ノ差戻又ハ移送ノ判決ノ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

裁判所管轄區域ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正二年三月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

裁判所管轄區域ニ關スル法律案

裁判所管轄區域別表ノ通定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前裁判所ノ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

水戸		千葉			浦和											
土浦	水戸	八日市	北條	千葉	熊谷											
茨城縣ノ内 新治郡 筑波郡ノ内 久賀村 島名村	茨城縣ノ内 水戸市 多賀郡 鹿島郡ノ内 銚田町 徳宿村	千葉縣ノ内 匝瑳郡	千葉縣ノ内 安房郡	千葉縣ノ内 千葉郡 君津郡	比企郡ノ内 小見野村 出丸村 秩父郡ノ内 名栗村	埼玉縣ノ内 大里郡 北埼玉郡ノ内 忍町 共和村 星宮村 北河原村 岩瀬村 中島村 比企郡ノ内 松山町 唐子村 竹澤村 今宿村 西吉見村 秩父郡ノ内 大宮町 原谷村 野上村 下吉田村 倉尾村 中川村 槻川村	中山村	八ッ保村	伊草村	三保谷村	羽生町 埼玉村 須加村 荒木村 手子林村 小川町 菅谷村 平坂村 高坂村 北吉見村 小鹿野町 皆野村 國神村 大田村 三田川村 久那村 大河原村	井泉村 新郷村 星河村 長野村 南河原村 大岡村 七郷村 玉川村 野本村 東吉見村 福田村 八和田村 明覺村 龜井村 宮前村 大河村 龜井村 南吉見村	川俣村 太井村 屈巢村 須影村 太田村 廣田村 持田村 下忍村 成田村 中條村			

[illegible]

新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									
新 潟									

		徳島		和歌山						人津彦根			
高松		脇町	徳島	新宮		御坊		田邊		和歌山	長濱	彦根	大津
香川縣ノ内 高松市 綾歌郡ノ内 府中村 瀧宮村 千疋村		徳島縣ノ内 美馬郡	徳島市 名西郡	和歌山縣ノ内 東牟婁郡ノ内 新宮町 西向村 小川村 下太田村 小口村 三里村		和歌山縣ノ内 日高郡ノ内 御坊町 志賀村 西内原村 矢田村 川上村 切目村		和歌山縣ノ内 日高郡ノ内 大島村 東牟婁郡ノ内 南部町 寒川村		和歌山縣ノ内 和歌山市	滋賀縣ノ内 滋賀郡 阪田郡	滋賀縣ノ内 犬上郡	滋賀縣ノ内 大津市
香川郡 端岡村 羽床村 粉所村		麻植郡	名東郡 板野郡	古座町 田原村 七川村 那智村 請川村 北山村		印南町 比井崎村 湯川村 早蘇村 川中村 切日川村		下山路村 上南部村 中山路村 清川村 高城村		海草郡 那賀郡	東淺井郡	愛知郡 神崎郡	滋賀郡 栗太郡
木田郡 大川郡 小豆郡		阿波郡 三好郡	勝浦郡 那賀郡	高池町 明神村 下里村 宇久井村 數屋村 九重村		衣奈村 三尾村 鹽屋村 丹生村 名田村		白崎村 和田村 野口村 藤田村 稻原村		伊都郡	伊香郡 高島郡	蒲生郡	野洲郡 甲賀郡
玉置口村				三輪崎町 色川村 太地村 津ノ村 本宮村 玉置口村		由良村 東内原村 松原村 船着村 眞妻村		龍神村 岩代村		有田郡			

名古屋	安濃津						高知			高松		
	岐阜	木本	山田	四日市	上野	安濃津	名古屋	高知	高知	丸龜	高松	高松
岐阜市 不破郡 武儀郡 加茂郡ノ内	岐阜縣ノ内 岐阜市 不破郡 武儀郡 加茂郡ノ内	三重縣ノ内 南牟婁郡 北牟婁郡	三重縣ノ内 宇治山田 多氣郡ノ内 三瀬谷村	三重縣ノ内 四日市市 三重郡	三重縣ノ内 阿山郡 名賀郡	三重縣ノ内 津市 飯南郡 多氣郡ノ内 東黒部村 齋宮村 丹生村	名古屋 愛知縣ノ内 額田郡 幡豆郡 磐海郡 西加茂郡 東加茂郡	高知縣ノ内 高知市 土佐郡 長岡郡 香美郡 吾川郡	高知縣ノ内 高知市 土佐郡 長岡郡 香美郡 吾川郡	丸龜市 綾歌郡ノ内 坂出町 宇多津町 金山村 西庄村 林田村	高松市 丸龜市 仲多度郡 三豐郡	高松市 丸龜市 仲多度郡 三豐郡
加茂郡ノ内	加茂郡ノ内	北牟婁郡	萩原村	員辨郡	名賀郡	津市	名古屋	高知市	高知市	丸龜市	高松市	高松市
武儀郡	武儀郡	北牟婁郡	萩原村	員辨郡	名賀郡	津市	名古屋	高知市	高知市	丸龜市	高松市	高松市
不破郡	不破郡	北牟婁郡	萩原村	員辨郡	名賀郡	津市	名古屋	高知市	高知市	丸龜市	高松市	高松市
岐阜市	岐阜市	北牟婁郡	萩原村	員辨郡	名賀郡	津市	名古屋	高知市	高知市	丸龜市	高松市	高松市
加茂郡ノ内	加茂郡ノ内	北牟婁郡	萩原村	員辨郡	名賀郡	津市	名古屋	高知市	高知市	丸龜市	高松市	高松市

[illegible]

		島			岡山								山口					
		米子	鳥取倉吉	鳥取	津山	高梁		玉島			岡山			下關	岩國	萩		
濱田	松江	鳥取縣ノ内 西伯郡	鳥取縣ノ内 東伯郡	鳥取縣ノ内 鳥取市	岡山縣ノ内 苫田郡	岡山縣ノ内 上房郡 吉備郡ノ内 下介村	川上郡	阿哲郡	富山村	大和村	岡山縣ノ内 淺口郡 都窪郡ノ内 倉敷町 中洲村 吉備郡ノ内 岡田村	川邊村	二万村	穗井田村	吳妹村	久代村	山口縣ノ内 阿武郡	大津郡
島根縣ノ内 那賀郡	島根縣ノ内 松江市 飯石郡	日野郡		岩美郡 八頭郡 氣高郡	勝田郡 英田郡 久米郡 眞庭郡	水内村 日美村 富山村					小田郡 後月郡	茶屋町 早島町 妹尾町 加茂村	豐洲村 福田村	赤磐郡 和氣郡 邑久郡		山口縣ノ内 玖珂郡 熊毛郡 大島郡		
	八束郡 能義郡 仁多郡 大原郡																	

長崎				松山				松江		
佐世保	島原	長崎	宇和島	今治	西條	大洲	松山	西郷	大森	田
長崎縣ノ内 佐世保市 東彼杵郡ノ内 宮村 崎針尾村 西彼杵郡ノ内 面高村 北松浦郡ノ内 黒島村 中里村 小佐々村 山口村 佐々村 大野村 吉井村 世知原村 柚木村	長崎縣ノ内 南高來郡 彼杵村 菅瀬村 三浦村 竹松村 川棚村 鈴田村 福重村 下波佐見村 上波佐見村 大村 松原村 千綿村 西大村	長崎縣ノ内 長崎市 西彼杵郡ノ内 上長崎村 伊王島村 脇岬村 日見村 長興村 大串村 多以良村 黒崎村 浦上山里村 東彼杵郡ノ内 大村町 三浦村 竹松村 川棚村 西浦上村 瀬戸村 三浦上村 式見村 松島村 福田村 雪浦村 神浦村 小櫛村	愛媛縣ノ内 北宇和郡 東宇和郡 南宇和郡	愛媛縣ノ内 越智郡	愛媛縣ノ内 新居郡 宇摩郡 周桑郡	愛媛縣ノ内 喜多郡 西宇和郡	愛媛縣ノ内 松山市 溫泉郡 伊豫郡 上浮穴郡	島根縣ノ内 周吉郡 穩地郡 知夫郡 海士郡	島根縣ノ内 邇摩郡 安濃郡 邑智郡	島根縣ノ内 美濃郡 鹿足郡

福 岡										佐 賀									
福 岡										唐 津	佐 賀	嚴 原	福 江	平 戸					
福岡縣ノ内 山 門 郡 三 潁 郡ノ内 大川町 大溝村 田口村 福岡縣ノ内 小 倉 市 門司市 企救郡 遠賀郡										福岡縣ノ内 久留米市 三潁郡ノ内 鳥飼村 犬塚村 福岡縣ノ内 嘉 穂 郡 鞍手郡		福岡縣ノ内 糸 島 郡 筑紫郡 朝倉郡 粕屋郡 宗像郡 早良郡		佐賀縣ノ内 佐賀市 杵 島 郡 藤津郡 西松浦郡 三養基郡 小城郡		長崎縣ノ内 南松浦郡 上縣郡		長崎縣ノ内 北松浦郡ノ内 平戸町 獅子村 笛吹村 南田平村 上志佐村 江迎村 調川村 鹿町村 今福村 福島村 福島村 志々伎村 志々村 鹿島村	
大分縣ノ内 大分市 速見郡ノ内 日出町 石垣村 東 村 別府町 朝日村 北杵築村 御越町 川崎村 八坂村 豐岡町 藤原村 東山香村 杵築町 大神村 中山香村										荒木村 三井郡 浮羽郡 安武村 大善寺村 西平田村									

大 分									
日 田	中 津	竹 田	臼 杵	大 分					
大分縣ノ内 日田郡 玖珠郡	大分縣ノ内 下毛郡 宇佐郡 西國東郡ノ内 高田町 草地村 白野村 東國東郡ノ内 竹田津町 來浦村 速見郡ノ内 立石町	大分縣ノ内 直入郡 大野郡ノ内 三重町 合川村 小富士村 西大野村	大分縣ノ内 南海部郡 白杵町 佐賀關町 一尺屋村 佐志生村 下ノ江村 下浦村 保戸島村	大分縣ノ内 東國東郡ノ内 山浦村 上村 南端村 北由布村 南由布村	大分縣ノ内 東國東郡ノ内 國東町 富來町 武藏町 安岐町 上國崎村 朝來村	大分縣ノ内 西國東郡ノ内 西安岐村 南安岐村 奈狩江村 大内村	大分縣ノ内 朝田村 田原村	大分縣ノ内 北海部郡ノ内 川添村 丹生村 大在村 小佐井村 佐賀市村	大分縣ノ内 神崎村 大野郡ノ内 犬飼町

仙臺					那覇	宮崎				鹿児島			
登米	石巻	古川	仙臺	那覇	延岡	都城	飫肥	宮崎	大島	鹿屋	川内	鹿児島	
宮城縣ノ内 登米郡 本吉郡ノ内 柳津町 宮城縣ノ内 本吉郡ノ内	宮城縣ノ内 牡鹿郡 本吉郡ノ内 十三濱村	宮城縣ノ内 志田郡	宮城縣ノ内 仙臺市 柴田郡 宮城縣ノ内 志田郡	沖繩縣	宮崎縣ノ内 東臼杵郡	宮崎縣ノ内 北諸縣郡	宮崎縣ノ内 南那珂郡	宮崎縣ノ内 宮崎郡	鹿児島縣ノ内 大島郡	鹿児島縣ノ内 肝屬郡 嶺嶺郡ノ内 岩川村 西志布志村	鹿児島縣ノ内 薩摩郡 日置郡ノ内 串木野村	鹿児島縣ノ内 伊佐郡 日置郡ノ内 下伊集院村 吉利村 嶺嶺郡ノ内 財部村	
横山村	桃生郡	加美郡	宮城郡 名取郡 黒川郡		西臼杵郡	西諸縣郡		東諸縣郡 兒湯郡		恒吉村 市成村 野方村 松山村 東志布志村	出水郡 西市來村 東市來村	鹿兒島郡 熊毛郡 中伊集院村 上伊集院村 郡山村 日置村 阿多村	

山形					福島						氣仙沼
酒田	鶴岡			山形	平	若松	白河	郡山	相馬	福島	
山形縣ノ内 飽海郡 東田川郡ノ内 榮村 大和村 廣野村	十六合村 東榮村 横山村 東山村 大泉村 東田川郡ノ内	山形縣ノ内 西田川郡ノ内 鶴岡町 湯田川村 山戸村 東郷村 東田川郡ノ内	山形縣ノ内 米澤市 東置賜郡ノ内 高島町 屋代村 沖郷村 大塚村	山形縣ノ内 最上郡 東置賜郡ノ内 中川村	福島縣ノ内 石城郡 雙葉郡	福島縣ノ内 若松市 南會津郡	福島縣ノ内 西白河郡 岩瀬郡	福島縣ノ内 安積郡 田村郡	福島縣ノ内 相馬郡	福島縣ノ内 福島市 信夫郡 伊達郡 安達郡	氣仙沼町 小泉村 新月村 志津川村 御嶽村 鹿折村 戸倉村 大谷村 階上村 入谷村 大島村 歌津村 松岩村

盛岡										宮城
秋田					盛岡					
大曲	横手	秋田大館	本莊	秋田	一關	宮古	遠野	盛岡		
秋田縣ノ内 仙北郡 平鹿郡ノ内 角間川町 川西村	秋田縣ノ内 雄勝郡 平鹿郡ノ内 横手町 山内村 植田村 八澤村 朝倉村	秋田縣ノ内 北秋田郡 鹿角郡	秋田縣ノ内 由利郡ノ内 本莊町 象潟町 小出村 西瀧澤村 石澤村 下川大内村	秋田縣ノ内 秋田市 由利郡ノ内 下濱村	秋田縣ノ内 西磐井郡 膽澤郡ノ内 水澤町 白山村 若柳村	秋田縣ノ内 下閉伊郡	秋田縣ノ内 上閉伊郡	盛岡市 二戸郡 膽澤郡ノ内 相去村	盛岡市 九戸郡	西田川郡ノ内 袖浦村
	境町村 阿氣村 田根森村 旭見村		矢島町 龜田町 西目村 川内村 東瀧澤村 北内越村 松ヶ崎村 道川村	南秋田郡 河邊郡 山本郡	東磐井郡 氣仙郡 江刺郡 眞城村 小山村 南田村					

函館				青森			
室蘭	札幌	江差	函館	八戸	弘前	青森	
北海道ノ内 室蘭郡 虻田郡ノ内 虻田村 勇拂郡ノ内	北海道ノ内 札幌區 空知郡ノ内 岩見澤町 樺戸郡ノ内 月形村	北海道ノ内 檜山郡 奥尻郡	北海道ノ内 函館區 松前郡	青森縣ノ内 三戸郡 上北郡ノ内 三本木町 百石村	青森縣ノ内 弘前市 中津輕郡ノ内 清水村 駒越村 藤代村 南津輕郡ノ内 黒石村 浪岡村 藤崎村 猿賀村 柏木町村 大鰐村	青森縣ノ内 青森市 上北郡ノ内 七戸町 浦野館村 南津輕郡ノ内 畑岡村 中津輕郡ノ内 新和村	東津輕郡 北津輕郡 下北郡 野邊地町 大深内村 六ヶ所村 天間林村 甲地村
有珠郡 幌別郡 白老郡	札幌區 夕張郡 沼貝村 栗澤村 三笠山村 幌向村	爾志郡 久遠郡 太櫓郡 瀬棚郡	龜田郡 上磯郡 茅部郡 山越郡	法奥澤村 下田村 三澤村 藤坂村 四和村 六戸村	和徳村 岩木村 大浦村 船馬村 高杉村 西目屋村 豊田村 堀越村 千年村 大杉村 常盤村 山形村 大光寺村 石川村		

函館											
豊原	網走	帯廣	釧路	根室	稚内	増毛	旭川	岩内	小樽	浦河	
樺太ノ内 西能登呂岬燈臺用地西北端ヨリ白主山稻穂山雨龍山留多加山ヲ連繫スル山脈ヲ趁ヒ多蘭泊ト中里トノ各北端ヲ連繫スル線ニ至リ其ノ交叉點ヨリ同線ヲ東ニ留多加川ニ至リ其ノ交叉點ヨリ河	北海道ノ内 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡	北海道ノ内 河西郡 河東郡 上川郡(十勝) 中川郡(十勝) 川上郡	北海道ノ内 厚岸郡 白糠郡 足寄郡 阿寒郡	北海道ノ内 根室郡 花咲郡 野付郡 標津郡 目梨郡 得撫郡 新知郡 占守郡	北海道ノ内 宗谷郡 枝幸郡 利尻郡 禮文郡	北海道ノ内 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天鹽郡	北海道ノ内 旭川郡(十勝) 雨龍郡 上川郡(天鹽) 中川郡(天鹽) 空知郡ノ内 瀧川町 音江村 樺戸郡ノ内 新十津川村 勇拂郡ノ内 占冠村 砂川村 歌志内村 蘆別村 江部乙村 上富良野村 下富良野村 南富良野村	北海道ノ内 岩内郡 古宇郡 磯谷郡 歌葉郡 壽都郡 虻田郡ノ内 倶知安村 東倶知安村 真狩村 狩太村	北海道ノ内 小樽區 小樽郡 高島郡 忍路郡 余市郡 古平郡 美國郡 積丹郡	北海道ノ内 浦河郡 様似郡 幌泉郡 三石郡 静内郡 新冠郡 沙流郡	北海道ノ内 苦小牧村 安平村 厚真村 鶴川村 井目村 苗別村 生鼈村 似瀨村 果標村 穂別村 邊富内村

樺太	
眞圖	
流ナ廻リテ中野南方合流點ニ至リ同合流點ヨリ一直線ニ留多加山ニ至リ同山ヨリ野田寒岳釜伏山惠須取山ヲ連繫スル山脈ヲ趁ヒ國境ニ至ル各線ヲ境界トシ其ノ東 海狗島 樺太ノ内 西能登呂岬燈臺用地西北端ヨリ白山山稻穂山雨龍山留多加山ヲ連繫スル山脈ヲ趁ヒ多留泊ト中里トノ各北端ヲ連繫スル線ニ至リ其ノ交叉點ヨリ同線ヲ東ニ留多加川ニ至リ其ノ交叉點ヨリ河流ヲ廻リテ中野南方合流點ニ至リ同合流點ヨリ一直線ニ留多加山ニ至リ同山ヨリ野田寒岳釜伏山惠須取山ヲ連繫スル山脈ヲ趁ヒ國境ニ至ル各線ヲ境界トシ其ノ西 海馬島	

判事懲戒法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
大正二年三月十三日

貴族院議長公爵徳川家達殿

衆議院議長大岡育造

判事懲戒法中改正法律案

判事懲戒法中左ノ通改正ス

第九條中「五人」ヲ「三人」ニ、「七人」ヲ「五人」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣松田正久君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(松田正久君) 唯今、議長ヨリ御宣告ニナリマシタ裁判所關係ノ法律案ヲ一束シテ説明ヲ許サレタノデアリマスカラ、此五個ノ法律案ニ對シテ大體ノ説明ヲ致シマス、先ヅ裁判所構成法中ノ改正法律案ニ付イテ申シマスルガ、現行構成法ハ實施以來、茲ニ二十餘年ヲ經過イタシテ居リマス、此間多年ノ實驗ニ依リマシテ往々改正ヲ要スル點ヲ認メテ居ルノデアリマス、依ッテ此改正案ヲ提出イタシタ次第デゴザイマスルガ、其内容ヲ申シマスレバ改正ヲ要スル所ノ第一ノ要點ハ區裁判所ノ權限ヲ擴張イタスコトデアリマス、即チ二百圓ヲ五百圓ニ改メマシテ、五百圓以下ノ民事訴訟ヲ區裁判所ノ管轄ニ致シタイト云フコトデゴザイマス、又刑事ニ付キマシテハ豫審ヲ經ザル所ノ罰金以上ノ刑ヲ區裁判所ニ管轄セシムルコトヲ得ルト云フコトデアリマス、是ガ即チ區裁判所ノ權限ヲ擴張イタス所ノ要點デゴザイマス、又第二ノ要點ヲ申シマスレバ合議裁判ノ構成法ヲ改正イタシマシテ、大審院ハ七人

ノ合議デアッタノ五人ニ減ジ、控訴院ハ五人ノ所ヲ三人ニ減ジ、即チ合議裁判ノ人員ヲ減ズルト云フコトデゴザイマス、是ガ第二ノ要點トナッテ居リマス第三ノ要點ヲ申シマスレバ是マデ上告ノ審理ヲ大審院及各控訴院ニ於テ致スコトニナッテ居リマシタガ、上告ハ總テ統一ヲ致シタイ、依ッテ上告事件ハ總テ大審院ニ於テ管轄ヲ致ス、斯ウ云フコトデゴザイマス、是ガ即チ第三ノ要點デゴザイマス、又第四ノ要點ヲ申シマスレバ即チ此改正案ノ第七十四條ノ二トゴザイマスル所デ「司法大臣ハ裁判事務上必要アルトキハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ判事ニ轉所ヲ命スルコトヲ得」ト、是ガ即チ第四ノ要點デアリマシテ、裁判事務上若シ必要ナリト認メマストキハ大審院總會ノ決議ヲ以チマシテ判事ニ轉所ヲ命ズルコトガ出來ル、斯ウ云フコトニ致シタイノデゴザイマス、是ガ此構成法中ノ改正ヲ加フル所ガゴザイマスルガ、是ハ極些細ナル點デゴザイマスカラ特別委員會ニ於テ説明ヲ致ス積リデゴザイマス、次ニハ裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案デゴザイマス、裁判所廢止ハ前キニ此構成法中デ申シマシタル所ノ區裁判所ノ權限ヲ擴張イタスニ付キマシテ、成ルベク經驗アリ且ツ學識アル所ノ判事ヲ區裁判所ニ遣ハス積リデゴザイマスガ、斯ウ致シマスレバ區裁判所ヲ合併ヲ致シマシテ成ルベク區裁判所ノ數ヲ減ズル、斯ウ云フ趣意ニ出テ居リマス、尤モ是マデモ區裁判所ハ唯名ノミアリマシテ實際事務ヲ執ラザル所ノ箇所ガ多數ゴザイマス、此上ニ交通機關ノ便モ既ニ開ケタル所デゴザイマシテ、或ハ判事ノ一人前ノ事務ヲ取扱ハス所ガゴザイマス、是ハ經濟上ニ於テモ甚ダ其宜シキヲ得ナイコトデゴザイマスルカラ、成ルベク區裁判所ニ於テモ事務ヲ敏捷ニ、且ツ簡便ニ、又十分ノ事務ガアリマスルヤウニ致シテ、經濟上ノ便利ヨリシテ、斯ク裁判所ノ廢止ヲ致スト、斯ウ云フ趣向デゴザイマス、從ッテ裁判所ノ名稱ガ自ラ變更サレスケレバナラヌコトニナリマスカラ、裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案ヲ提出イタシタ次第デゴザイマス、右ノ二法案ノ提出ヨリシテ茲ニ判事及檢事ノ休職並ニ判事ノ轉所ニ關スル法律案ト云フモノガ必要ニナッテ參ルノデゴザイマス、即チ此改正案ノ第一條ニゴザイマス如ク判事及檢事中ニ百三十二人ヲ限ッテ休職ヲ命ズル積リデアリマス、但シ判事ノ如キハ其身分ヲ憲法ニ於テ保障ヲ致シテゴザイマスカラ、此休職モ成ルベク鄭重ノ取扱ヲ致サチバナラヌ、司法大臣ガ任意ニ休職ヲ命ズルコトハ稍、嫌ヒガゴザイマスル

カラ、裁判上高等ノ法院タル大審院ノ總會ノ決議ニ依ッテ休職ヲ命ズルコトニ致シタイ、斯ウ云フコトニ致シタイ考デゴザイマス、尤モ是ハ此改正ヲ致ス所ノ一時ニ止マル所ノ法律デゴザイマシテ、此法律ハ永久ニ施行スルト云フ積リデハゴザイマセス、唯此一時ニ限ル次第デゴザイマス、ソレカラ裁判所管轄區域ニ關スル法律案、是モ矢張り區裁判所ノ數ヲ減ズル所ヨリ致シマシテ、裁判所管轄ノ區域ガ違ッテ參リマスカラ、即チ此管轄區域ヲ變更スル所ノ法律案ヲ提出シタル次第デゴザイマス、其次ハ判事懲戒法中改正法律案、是ハ此ノ審院控訴院ノ合議裁判ノ數ヲ減ラスコトニ致シマシタカラ、判事ノ懲戒處分ヲ致ス場合ニ於キマシテモ矢張り五人ノ判事及三人ノ判事ノ合議ヲ以テ懲戒處分ヲ致スト、斯ウ云フコトデゴザイマシテ、即チ合議裁判ノ人員ヲ減ズル所ノ結果トナル所ノ次第デアリマス、誠ニ是ハ簡單ナル法律案デゴザイマス、此五法案ヲ本日當院ニ提出イタシマシタニ付キマシテハ、ドウカ特別委員ニ於テ宜シク審議ヲ遂ゲサセラレテ速ニ御協賛ヲ願フ次第デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 此際諸君ニ申シマスガ、議事日程ノ第四ヨリ第七マデノ法案ノ第一讀會ヲ共ニ開イテ居ルト御承知ヲ請ヒマス

○奥山政敬君 チョット司法大臣ニ御尋シマスガ、唯今判事檢事ノ休職ノコトニ付イテ御説明ガアリマシタガ、ソレニ付イテ少シ伺ヒタイノデアリマスガ構成法ヲ見マスルト裁判所ノ廢止ニナツタ時分ニ他ニ轉補スベキ關位ガ無カツタ時分ニハ俸給ノ二分ノ一ヲ給スルト云フコトガ出テ居ルノデアリマス、然ルニ此案ニ依リマスト二十五年以上ニ達シタ者デナケレバ二分ノ一ヲ給スルコトハ出來ナイトナツテ居リマス、裁判所廢止ノ時分ニハ三年五年ノ在職ノ者デモ二分ノ一ヲ給スルコトガ出來得ル構成法ニナツテ居ルト思ヒマスガ、此案トハ頗ル不權衡ニナツテ居ルヤウニ思ヒマス、即チ判事ニ取ッテハ甚ダ不利益ナ地位ニ立タナケレバナラヌ、二十五年以下ノ者ハ餘ホド迷惑ヲシナケレバナラヌヤウニ考ヘマスガ、其邊ノ所ハ矢張り御適用ニナリマスカ、ドウデアリマスカ、甚ダ不明瞭ト考ヘマスカラ、チョット御尋イタシマス

〔國務大臣松田正久君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(松田正久君) 唯今奥山君ノ御質問デアリマスルガ、二十五年以上勤績ノ者ニ對シテ休職ヲ命ズル場合ニ二分ノ一ヲ給スル、ソレハ不權衡デハナイカト云フノ御質問デゴザイマスルガ、當局デ見マスル所デハ却ッテハ

最モ利益ヲ與ヘルト云フ趣向ニ出テ居ル次第デゴザイマシテ、此點ニ付キマシテハ樞密院ニ御諮詢ニナリマシタ時分ニ樞密院ハ二分ノ一ハ多クハナイカト云フ疑問モアリマシタ、併ナガラ在職二十五年ノ人ニ對シテハ二分ノ一ヲ給スルノハ相當デアラウト云フ所ヨリ、詰リ樞密院ニ於テモ原案通りニ通過ヲ致シタ次第デゴザイマシテ、當局ニ於テハ却ッテハ重ク取扱フト云フ積リニナツテ居リマス

○男爵久保田讓君 私モチョット質問ヲ致シテ置キマス、此諸法案ハ餘ホド重大ナ案デアリマスルガ、先刻總理大臣ヨリ御述べニナリマシタ通り、此度ハ行政財政ノ上ニ付イテ非常ナ改革ヲ行ハレルト云フヤウニ承リマスルカラシテ、本案ノ如キハ即チ其準備ノ一デアルト思フ、非常ナ改革ノ時ニハ非常ナ御決心ガ無クテハナラヌモノデアリマスルカラシテ、少シノ無理ナ事ナドハ忍バネバナラヌト云フコトデアラウト存ジマス、唯私ハ此中ニ就イテ一ツ疑問トシテ伺ヒタイノハ、區裁判所ヲ廢サレ、コトニ付イテ伺ヒタイ、此改革ハ兎ニ角經費ヲ節減スルト云フコトガ餘程ナ……主ニナツテ居ラシイト思ヒマス、區裁判所ヲ廢サレマスレバ隨ッテ其費用ハ減ズルデアリマセウ、併ナガラ區裁判所ノ如キハ訴訟事件ニ付キマシテハ餘ホド數ノ多イモノデアッテ、多クノ人民ガ皆區裁判所ニ參ラヌケレバナラヌモノデアラウト思ヒマス、此區裁判所ノ便不便ト云フコトハ各人個人ニ取リマシテハ非常ナ關係デアルト思ヒマス、政府ニ於テハ區裁判所ヲ廢シタ爲ニ若干ノ經費ハ減ゼラル、カモ知レマセヌガ、個人トシテハ却ッテ此負擔ヲ増シ費用ヲ増スト云フコトノ結果ニナリハシナイカ、サウ云フコトニナリマスルト云フト、折角此行政ヲ整理ヲシテ改革ヲセラレタ結果ガ、國費ニ於テハ減ジタカモ知レナイガ、個人ノ負擔ニ於テハ却ッテ増加ヲシタ、且ツ非常ナ不便ヲ來タシタト云フコトノ結果ニナリハ致サナイカ、若シサウ云フコトニナリマシタナラバ如何デアリマセウカ、行政ヲ改革セラル、本旨ニ悖ルト云フコトニナリハシナイカト云フ懸念ヲ致スノデ、現ニ此事ニ付キマシテハ全國ノ者ガ皆不便ヲ訴ヘ、東京市ニ集ッテ運動ヲ開始スルト云フフトヲ新聞紙デモ見マシタ、又本員ニモ書面ヲ以テ陳情ヲ致シテ居ル所モアリマス、ソレデ此邊ニ付キマシテハ政府ハ餘ホド慎重ニ是マデ御審議ニナツテ居ルコト、信ジマスルカラ、其意味ノ明瞭ニ分リマスヤウニ御答辯ヲ伺ヒタイ

〔國務大臣松田正久君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(松田正久君) 唯今ノ御尋ハ一應御尤モノ次第トモ思ヒマスルガ、何レ改革ヲ致ス場合ニハ多少思切ッタコトヲヤラヌケレバ他ニ方法ガ無イモノト思ウテ居リマスル、但シ先刻モチヨット申上ゲマシタ如クニ、區裁判所ノ數ヲ減シテ成ルベク良キ人ヲ遣ラヌケレバナラス、即チ人民ヲシテ善キ裁判ヲ得セシムルニハ良イ人ガヤラヌケレバナラス、トコロガ數ガ多ケレバ多イホド良イ人ヲ擇ブト云フ譯ニ參ラヌノデアリマスル、是マデモ裁判所ノ事ニ付イテハ種々ナル疑問モ起ツテ居リマシテ、地方裁判所ニ支部ナドヲ設ケル、成ルホド地方人民ノ便利ヨリシテ申セバ地方裁判所ノ支部ヲ設ケテ成ルベク人民ニ近イ所ニ支部ヲ置ケバ人民ノ方デハ便利デアル、然ル所、段々實驗上之ヲ看テ見マスレバ裁判所ガ澤山分レテ居リマスルト云フト、其裁判官ニ良イ人ヲ用キルコトガ、ドウシテモソレハ出來ナイ、故ニ支部ヲ置ク如キハ餘リ是ハ宜イコトデ無イノデアル、是ハ各代ノ司法大臣ニ於テモ右ノ如キ經驗ハ屢、嘗・タル所デゴザイマシテ、成ルベクハ支部ノ如キモノヲ澤山置イテ、粗漏ナル裁判ヲ與ヘテ人民ノ不利益ヲ却テ來タサスルト云フトハ司法省ノ趣意デ無イト云フコトヲ申シテ居タ位デゴザイマスル、丁度其通りニ此區裁判所ニ於キマシテモ前ヨリシテ申ス如クニ、成ルベク良イ人ヲ擇ンデヤラヌケレバナラス、箇所ガ多ケレバ多イホド其人ヲ得ルニ苦ムデゴザイマス、段々はヨリ十年二十年ト經マシテ司法官ヲ養成スルノ機關モヨク整ツテ、老練ナル裁判官ガ多數ニナリマシタ時分ニハ、ソレハ宜イノデゴザイマウケレドモ、今日ハマダ左様ナ場合ニ參ツテ居リマセヌカラ、茲ニ於テハ成ルベク數ヲ減シマシテ、サウシテ良イ人ヲ擇ンデヤッタバ、却ツテ人民ノ方デハ善イ裁判ヲ受ケテ便利デアラウト云フ所ノ趣意ヲ以ッテヤルノデゴザイマス、ソレノミナラズ今般ノ區裁判所ノ廢止ト云フコトハ是ハマア實際ニ餘ホド調査ヲ致シマシタ末、前ニモ申シマスル如クニ實際事務ヲ取扱ツテ居ナイ箇所モアルノデゴザイマス、又取扱ツテ居テモ一人前ノ事件ノ無イ所モアルノデゴザイマス、故ニ左様ナ所ハ能ク斟酌ヲ加ヘテ、數ヲ減シタト云フコトニナツテ居リマスカラ、今日ハ早ヤ交通機關モ略、整ツテ居リマスカラ、段々はヨリシテ人民ノ方ニ不便ヲ感ズルコトハ少クナルデアラウト云フ所ヨリシテ、斯ク法案ヲ提出イタシタ次第デゴザイマスルカラ、ドウカ此趣御了承ヲ願ヒタイノデアリマス

○兒玉淳一郎君 序デナガラ私モ司法大臣ニ伺ヒタイノデアリマス、此合議體ノ數ノ編成ニ付キマシテハ、此發案ニ依リマスルト是マデ大審院ハ七人デ裁判シテ貫フノガ五人ニ減ル、訴訟人ニ於テハ七人ノ判斷ヲ受ケルノガ二人ダケ損ヲスルノデアリマス、付キマシテハ會計ノ御都合モゴザイマウガ、本員ノ考ヘマスルニハ、會計ノ都合上、金ガ減ルニモ拘ラズ七人ノ裁判ガ受ケ得ラル、方法ガアラウト考ヘマス、ソレニ付キマシテハ此邊ノ所ハ司法大臣ニ於キマシテハ、ドウシテモ此會計ノ都合ニ依ツテ五人ニセネバナナイ、ドウシテモ七人デハソレヲ譯ニイカスト云フ思召デゴザイマセウカ、其邊ハ如何デゴザイマウカ、多少此事ニ付キマシテハ本員ハ少シ長ク司法省ニ居ッテ此事ヲ知ッテ居ルコトガアリマス、其邊伺ヒタイノデアリマス

〔國務大臣松田正久君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(松田正久君) 合議裁判ノ人員ヲ減ズルト申スコトハ、前ニモ申シタル如クニ多年ノ經驗ニ依リマシテ、必シモ七人ヲ要スルノデナイ、必シモ五人ヲ要スルノデナイ、斯ウ云フ所ヨリシテ改正ノ必要ヲ認メタ次第デゴザイマス

○男爵久保田讓君 唯今私ノ問ニ付イテ御答ニナリマシタガ、御答ヲ承リマスト私ノ考ヘテ居ル所ト少シ違ッテ居ル所ガアルカニ存ジマスガ、私ハ重モニ經費ヲ節減スルト云フコトガ重モナ御趣意カト思ッテ居リマシタラバ、サウデハナクシテ詰リ裁判所ヲ改良スルト云フコト、良クスルト云フトハ御意見ノヤウデアリマス、即チ數ガ多ケレバ良イ人ヲ多ク得ルコトハ出來ナイカラ數ヲ減ラシテ良イ裁判官ヲ配當スルト云フ御趣意デ裁判所ヲ改良スルト云フ御趣意ノヤウデアリマス、サウナレバ誠ニ行政ノ事ヲ改革サレル上カラ結構ナコトデ趣意ニ於テハ賛成シマス、併シ茲ニ一ツ私ガ疑問ヲ起シマスノハ、若シサウ云フ御趣意デアラナラバ、今日マデ裁判官ニ良イ人ヲ得ルコトガ甚ダムヅカシイコトデアリマシタノハ、是ヨリ以前ガ最モ人ノ得難イ時デアリマス、今日ハ大學ニ於テモ法學士ハ澤山ニ出テ就職ノ途ヲ求メルニ困ルクラキ出テ居ルノデアル、又私立ノ大學ニ於テモ法學專修ノ者ガ許多出ルノデアル、段々人材ガ輩出イタシテ、次第ニ良イ人ハ追々多クナル時期デアル、加之此度ノ改正ニ依リマシテ判檢事ノ休職ニナリマス者ガ二百何十人カ生ズルノデアリマスガ、是等ノ人ハ必シモ皆不能ノ人ト申スコトハ出來ナイノデアル、其中ニモ良キ人ガ多クアルコトデハナイカト存ジマス、ソレデ若シ改良ト云フ御精神デアラナラバ、今日ハ却ツテ人ヲ得ラル、時期デアル、尙ホ今後段々

良イ人ヲ得ラル、途ガ進ンデ來ル時期ト思ヒマスカラ、サウ云フ御趣意ナラバ改正ナサル事柄ト改正ナサル御趣意ト少シ矛盾シハセヌカ、又私ガ一ツ恐レマスノハ、改正ノ結果、人民ニ不便ヲ來タスト云フコトハ司法大臣モ御承知ニナツテ居ル通りデアリマスカラ、折角御改正ニナツテ廢止ニナツテモ、又數年ヲ經ズシテ又人民ノ苦情ニ依ツテ今度廢シタ裁判所ヲ又復活シナケレバナラスト云フコトガ生ジテ來ルデアラウ

〔副議長侯爵黑田長成君議長席ニ著ク〕

ソレハ是マデモ段々行政官廳ヲ裁判所ノ廢合ニ於テモ經驗ヲ經テ居ルコトデ、一旦ハ廢シマシテモ復タ非常ニ不便ヲ來タシマスルト、段々ノ事情ニ依ツテ數年ナラズシテ又建築モセヌナラスト云フコトガ生ジテ來ルデアリマス、サウスルト此度國費ノ幾分ヲ減ジテモ更ニ又増加ヲ致シテ其爲ニ建築セスケレバナラス、却ツテ冗費ヲ生ズルデハナイカト云フ懸念ヲ懷キマス、經費ヲ節減スルト云フコトナラバ此際餘ホド無理ヲセヌナラスト云フコトモ生ジテ來マス、私モソレハ同意デアリマス、併ナガラ裁判所ヲ改良スル良イ判事ヲ得ルト云フ御趣意デアルト今ノ御趣意ガ實際ニ貫徹セズシテ却ツテ反對ノ結果ヲ生ジハセヌカト云フ疑念ヲ更ニ生ジマス、モウ一應伺ヒマス

〔國務大臣松田正久君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(松田正久君) 經費ノ節約ト成ルベク人物ヲ得タイト云フコト、デアリマスガ、私ガ先刻申シタル所ハ經費ノ節約ト云フコトヲ含蓄イタシテ居ナイヤウニ御聽取リニナリマシタカモ知レマセヌガ、固ヨリ經費ノ節約ト云フコトハ此法案中ニ總テ籠ツテ居ルデアリマス、雷ニ改善ヲ圖ルト云フノミナラズ一面ニ於テハ經費ノ節約ヲスルト云フコトハ申サズトモ自ラ其中ニ存シテ居ルコト、ドウカ御了承ヲ願ヒタイノデアリマス、且又一旦廢止ヲ致シテモ段々之ヲ又再ビ置クト云フコトニナリハセヌカ、サウスルト更ニ區裁判所ヲ建築シナケレバナラスト云フコトガアツテ、却ツテ經費ノ節約ドコロデハナイ、増加ヲスルト云フコトガアリハセヌカト云フ御疑ガアルヤウデアリマスガ、マアサウ今日廢シテ明日更ニ起スト云フコトハアルマイト思ヒマスルケレドモ、建築物ノ如キハ固ヨリ今日區裁判所ガ存シテ居ル所ノ建築物ガアリマスレバ、ソレハ其儘存シテ置イテ、ソレハ登記ノ事務ヲ取扱ハセル積リデアリマス、決シテ毀ハシテ仕舞フト云フノデハナイノデアリマス

○江木千之君 私モチヨット質問イタシタウゴザイマスガ、全體詳細ナコトハ

委員會ニ於テ質問スル積リデ居リマシタガ、段々御質問ガ出マシテ、且又此事タルヤ重大ナルコトデアリマスルカラ、此場合質問ヲ致シタイト考ヘマスル

〔議長公爵德川家達君議長席ニ復ス〕

唯今司法大臣ノ答ヘラレル所ニ依リマスルト、幾ラカ數ヲ減ラシテ、サウシテ良イ人物ヲ得ルト申サレマスルガ、數カ多イ爲ニ人物ガ得ラレヌノデアアルカ、ドウカト云フコトハ、今日マデノ區裁判所ノ實況ニ付イテ考ヘテ見ルト明瞭デアルト思フノデアリマス、多少數ヲ減ラシタ所ガソレデ果シテ良イ人ガ得ラレルカドウカ、今日マデ良イ人ガ區裁判所ヘ行カスト云フノハ、片田舍ノ小サイ裁判所デアアルカラ皆人ガ嫌フノデアリマシテ、司法省ノ方針ハ今日ノミデハナイ從前カラ區裁判所ヘ良イ人ヲヤルト云フ方針ヲ採ツテ居ラレルデアリマス、是ハ數代ノ司法大臣ガ其方針ヲ採ツテ居ラレルデアリマス、然ルニ良イ人ガ得ラレヌ、如何ナル人ガ行ツテ居ルカト云フト書生上ガリノ者デ、マダ家内ヲ迎ヘスト云フヤウナ人ガ澤山行ツテ居ルデアリマス、サウ云フ人ガ裁判ヲスルト云フコトハ危險ノ感ニ堪ヘヌノデアアル、然ルニ多少ノ數ヲ減ラシテ更ニ權限ヲ擴張シテ大事ナ人權ニ關スル裁判ヲ委託スルト云フコトハ誠ニ心配ノ上ニ心配ヲ重ネルモノト私ドモハ考ヘルノデアアル、然ルニ今後ハ今日マデトハ打ツテ變ツテ多少ノ數ヲ減ラシテ如何ニシテ良イ人ガ得ラレルノデアリマスカ、果シテ今日居ルガ如キ者ハ一掃セラレルコトガ出來ルノデアアルカ、ドウカト云フコトハ、確タル御見込ガアルノカドウカト云フコトヲ一應伺ツテ置キタイト思ヒマス

〔國務大臣松田正久君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(松田正久君) 唯今ノ江木君ノ御質問ニ御答ヲ致シマスルガ、成ルベク良イ人ヲ區裁判所ニ廻サヤウニ致サウト云フ、斯ウ云フ積リデゴザイマシテ、先刻ヨリモ申シマスル如ク百人ヲ採ルノト二百人ヲ採ルノト比較スレバ、必ズヤ其間ニハ矢張り少數ヲ採ル方ガ人ノ選擇ハ宜シキヲ得ルカト思フ次第デゴザイマス

○男爵田健治郎君 此第三ヨリ第七マデ即チ裁判所構成法及之ニ關スル議案、是ハ頗ル重大ナル案デゴザイマス、十分ニ鄭重ナ審査ヲ遂グル爲ニ委員ノ數ヲ十八名、其選舉ハ議長ノ指名ニ致シタイ

○子爵曾我祐準君 賛成

○男爵石黑忠惠君 賛成

○男爵有地品之允君 贊成

〔其他「贊成」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 田男爵ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及
ビマス

〔東久世書記官朗讀〕

裁判所構成法中改正法律案外四件特別委員

公爵德川 慶久君	伯爵寺島 誠一郎君	松岡 康毅君
子爵岡部 長職君	子爵新莊 直陳君	子爵黑田 和志君
子爵酒井 忠亮君	子爵池田 政時君	小牧 昌業君
河村 讓三郎君	男爵長松 篤業君	男爵東郷 安君
渡 正 元君	奥山 政敬君	富井 政章君
加太 邦憲君	馬屋原 二郎君	土居 通博君

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第八、會計検査院法中改正法律案、政府
提出、第一讀會、第九、會計検査官及行政裁判所高等官ノ休職ニ關スル法律案、
政府提出、第一讀會

會計検査院法中改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正二年三月十四日

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛

會計検査院法中改正法律案

會計検査院法中左ノ通改正ス

第二條中「三員」ヲ「二員」ニ、「十二員」ヲ「八員」ニ、「十八員」ヲ「十六員」ニ改
ム

第五條中「三部」ヲ「二部」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

會計検査官及行政裁判所高等官ノ休職ニ關スル法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正二年三月十四日

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛

會計検査官及行政裁判所高等官ノ休職ニ關スル法律案

第一條 會計検査院法中改正法律ノ施行ニ際シ會計検査官五人ヲ限り之ニ
休職ヲ命スルコトヲ得

第二條 本法ノ施行ニ際シ行政裁判所高等官八人ヲ限り之ニ休職ヲ命スル
コトヲ得

第三條 前二條ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ現俸三分ノ一ヲ支
給ス但シ在職二十五年以上ノ者ニハ二分ノ一迄ヲ支給スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員岡野敬次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(岡野敬次郎君) 會計検査院法中改正法律案竝ニ會計検査官及行
政裁判所高等官ノ休職ニ關スル法律案ニ付キマシテ順次提案ノ理由ヲ簡單ニ
説明イタシタイト存ジマス、會計検査院法中改正法律案ハ即チ其目的ト致シ
マス所ハ會計検査官ノ減員ヲ行フニ在ルノデアリマス、御承知ノ如ク會計檢
査院ハ現行法ノ下ニ於キマシテハ三部ニナツテ居リマシテ、其部ハ各、部長一
人、検査官四人ヨリ組織セラレテ、之ニ依ッテ各官廳ノ會計ノ検査ノ事務ヲ分
掌イタシテ居ルノデアリマス、然ル所、多年ノ實驗ニ徴シマスルニ、一方ニ於
キマシテハ各官廳ノ事務モ漸次整頓ヲ致シテ參リマス、又他ノ一方ニ於キマ
シテハ検査ニ從事イタシマスル會計検査官モ追々検査ノ事務ニモ練熟ヲ致シ
テ參リマス、殊ニ會計事務ニ付キマシテハ將來ニ於キマシテ諸種ノ規則ヲ改
正イタシマシテ即チ繁文縟禮ヲ去リマシテ事務簡捷ノ實ヲ舉ゲルト云フコト
ヲ期シテ居ルノデアリマス、故ニ此度行政財政ノ整理ヲ行フニ當リマシテ會
計検査官ノ減員ヲ行ヒマシテモ、此會計検査監督ノ周到ヲ闕クト云フ虞ハ無
イト信ジテ居ルノデアリマス、依ッテ會計検査院法ヲ改メマシテ、從來三部ヨ
リ成ルモノヲ二部ト致シ、從ッテ其結果、部長一人、検査官ニ於テ四人、副検査
官ニ於テ二人ヲ減ズルト云フコトニ致シタイノデアリマス、此理由ニ依リマ

シテ即チ本案ヲ提出イタシタ譯デアリマス、宜シク御審議ノ上ニ御協賛アラムコトヲ希望イタシマス、次ニ休職制度ニ關シマスル法律案ハ其大體ノ趣旨ニ於キマシテハ司法裁判官ノ休職ニ關スル制度ト同一デアリマス、會計検査院法ノ改正ヲ行ヒマシテ之ガ爲ニ法律上會計検査官ト稱スル所ノ者即チ部長ハ一人検査官四人、是ダケヲ減ズルノデアリマスカラ、即チ五人ノ會計検査官ト云フ過剩員ヲ生ズルコトニ至ルノデアリマス、行政裁判所ニ付キマシテハ諸君ノ御承知ノ如ク定員ハ行政裁判所法ニ定ッテ居ルノデアリマセヌノデ、定員令ナル勅令ニ依ッテ定ッテ居リマス、其勅令ノ定ムル所ニ依リマシレバ行政裁判所ノ長官ノ外、評定官ガ十七人、別ニ臨時増置ノ評定官ガ二人デゴザイマスカラ合セテ評定官ガ十九人デゴザイマス、然ルニ明治三十二年ノ國有土地森林原野下戻法ニ依リマス所ノ行政訴訟ハ今日ニ於キマシテハ大半既ニ結了イタシマシテ、未決ノ事件即チ未済事件ト云フモノハ其數百二十三ニ過ギマセヌノデアリマス、又曩ニ明治四十三年ニ家祿事件ニ關スル行政訴訟ト云フモノ、爲ニ評定官ガ二人増置イタシタ譯デアリマスケレドモ、此訴訟事件ハ今日ニ於キマシテハ未済ノ事件少イトハ申上ゲラレヌノデアリマス、尙ホ相當ノ數ハアルノデゴザイマス、併ナガラソ此訴訟ノ目的ト致シマス所ハ多ク關係イタシマス法律ノ解釋ガ一定ヲ致シマスレバ其解釋ニ依ッテ、ソレノ裁判ヲ致スコトガ出來ルノデアリマス、既ニ今日ニ於キマシテモ其解釋ノ定ッタモノモアリ、自ラ慣例ガ定ッタモノモ出來テ居ルノデアリマスカラ、之ガ爲ニ臨時増置ヲ致シマシタ所ノ必要ハ消滅シタト云フコトヲ申上ゲテモ宜シカラウト思フノデアリマス、ソレガ故ニ明治四十年明治四十三年ノ二回ニ此増員ヲ致シマシタケレドモ、増員前ノ平常ノ定員ニ復舊ヲ致シマシテモ行政裁判ノ事務ノ上ニハ差支ナシト信ズルノデアリマス、行政財政ノ整理ニ伴ヒマシテ此行政裁判所ノ定員ニ關スル勅令ノ改正ヲ行ヒマシテ、サウシテ減員ヲ致ス積リデアリマス、右述ベマシタル如ク會計検査官ニ於テハ五人ヲ減ジ、行政裁判所高等官ニ於キマシテハ八人ヲ減ズルノ必要ガアルノデアリマス、併ナガラ會計検査官モ行政裁判所ノ高等官モ共ニ憲法上ノ保障ハアリマセヌケレドモ、併ナガラ各會計検査院法、行政裁判法ト云フ法律ニ定ッテ居ル所ノ保障ガアルノデアリマスカラ、茲ニ裁判所即チ司法裁判所ノ裁判官ノ判事ノ休職ニ關スル制度ト同一ノ趣旨ニ依リマシテ、此検査官並ニ行政裁判所ノ高等官ニ付キマシテ休職ノ制度ヲ設ケテ、サウシテ相當ノ厚イ保護ヲ與ヘル

コトヲ適當ト信ズルノデアリマス、以上申上ゲタ理由ニ依ッテ此休職ニ關スル法律案ヲ提出イタシマシタ次第デアリマス、宜シク御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 第八、第九ノ法案ノ特別委員ハ同一委員デ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔東久世書記官朗讀〕

會計検査院法中改正法律案外一件特別委員

子爵本多 實方君 子爵入江 爲守君 子爵青木 信光君

山 脇 玄君 男爵黒田 長和君 藤田 四郎君

安廣伴一郎君 兒玉 淳一郎君 徳富 猪一郎君

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十、裁判所構成法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

裁判所構成法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正二年三月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第五十七條中「競争試験」ヲ「資格認定試験」ニ改ム

第五十八條第一項中「競争試験」ヲ「資格認定試験」ニ改ム

同條第二項中「第一回試験」ニ及第シタル者ハ第二回試験ヲ受クルノ前」ヲ

「第一回判事檢事資格認定試験ニ及第シタル者ニシテ第二回試験ヲ受ケム

トスルトキハ」ニ改ム

第六十二條中「競争試験」ヲ「資格認定試験」ニ改ム

第六十五條第二項ヲ削ル

○議長(公爵徳川家達君) 此法案ハ議事日程第三ノ特別委員ト同一デ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十一、辯護士法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

辯護士法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正二年三月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

辯護士法中左ノ通改正ス

第四條第二號中「帝國大學法律科卒業生、舊東京大學法學部卒業生、司法省舊法學校正則部卒業生」ヲ削ル

○江木千之君 第十、第十一ノ此二法案ニ付キマシテ政府ノ御意見ヲ承リタインデアリマスルガ……

○議長(公爵徳川家達君) 江木君ニ御注意ヲ致シマスガ、第十ハ既ニ相濟ミマシテ、第十一ガ今問題トナツテ居リマス

○江木千之君 十一ニ付イテ伺ヒマス、是ハ色々條項ガ込入ッテ居リマスルガ、其中要點ヲ掲ゲテ、ソレニ付イテ御尋ラシタイト考ヘルノデアリマス、政府ハ大學卒業ノ者ヲ其儘辯護士ニ採用スルト云フコトニナツテ居リマスルガ、此現行ノ制度ニ付イテハ是ハ自然司法官ニモ關聯シマスカラ併セテ伺ヒタイノデアリマスガ、其制度ノ改正ニ付イテハ政府ハ御同意デアルカドウカト云フコトヲ第一ニ伺ヒタイノデアリマス

〔政府委員小山溫君演壇ニ登ル〕

○政府委員(小山溫君) 御答ヲ致シマスルガ、政府ノ官吏ヲ採用イタシマスルニ付キマシテ、試験制度ガ現今ノ所、區々ニ相成ッテ居リマス、之ヲ均一ニ致シマスルカ或ハ同一試験ニ致シマスルカ、兎ニ角ニ整理スル必要ガアルト云フコトヲ認メテ居ルノデゴザイマス、併ナガラ如何ニ整理スルカト云フコトニ付キマシテハ未ダ成案ヲ得ル運ビニ參リマセヌ、故ニ今日ノ所、政府ニ於テ此試験制度ヲ如何イタシマスと云フコトヲ御答イタシ兼ネマス

○江木千之君 私ハ此問題ハ唯試験制度ノ問題デハナクシテ、是ハ大學制度

ニ大改革ヲ加ヘルノ大問題ニ關聯シテ居ルコト、考ヘマスルカラ、此事ニ付イテハ當局大臣ノ御答ヲ得タイト考ヘルノデアリマス、其質問ノ趣意ヲ述ベマスルガ、込入ッテ居ル問題デアリマスカラ少シク長クナリマスルガ豫メ御許シヲ得テ置キマス、此大學卒業生ヲ辯護士或ハ司法官ニ無試験デ採用スルト云フコトニ付キマシテハ、此法案ノ基ク所ノ試験制度同志會ノ意見ト云フモノニ依リマスルト、官立大學ニ特權ガ與ヘテアルカラ此特權ヲ撤廢シテ貫ヒタイト云フ趣意デアリマスルガ、是ハ私ドモガ甚ダ不當ナ議論ダト考ヘルノデアリマス、元來帝國大學ノ卒業生ガ無試験デ辯護士ナリ司法官ニナルコトガ出來ルト云フコトハ決シテハ特權デハ無イノデアリマシテ、以前ハ高等文官ニナルニモ大學ノ卒業生ハ試験ハ要セヌノデアッタノデアリマスル、ソレガ明治二十六年ノ行政整理ノ時ニ高等行政官ニナル者ハ試験ヲ受ケナクテハナラヌ、高等文官試験ヲ受ケナクテハナラヌト云フコトニ改正ニナッタノデアリマスル、當時其理由トスル所ハ大學ノ卒業生ト云フモノハ段々學力ガ劣リテ來ルヤウナ狀況ガアルノデ、一ハ大學ノ教授ガ自分デ教育シタ所ノモノニ卒業證書ヲヤルノハ、ドウシテモ多少情ニ引カサレテ學力ノ幾分ガ劣ッテ居ル者ニモ卒業證書ヲ與ヘルト云フヤウナ事情ガ無イデハナイ、サスレバ此學生ノ奮發心ト云フモノヲ減ズル、又大學ノ教育ト云フモノ、程度ガ下落シテ來ル、ドウシテモ此卒業生モ之ヲ試験シナクテハナラヌト云フ理由ヲ以テ此改正ヲセラレタノデアッテ、當時私等ノソレハ最モ主張シテ此改正ハ成立ッタヤウナコトデアリマスルガ、併シ其當時、司法官其他辯護士ノコトニハ及バナカッタノデアリマスル、是ハ詰リ大學ニ於テ國家ノ官吏タル教授ヨリ教育ヲ受ケテ其官吏ガ即チ學力ノアルコトヲ證明シテ卒業證書ヲ與ヘタノデアリマスルカラ、其卒業證書ヲ以テ直チニ職ニ就クノ資格アリトシテ、ソレハ其儘殘ッテ居ッテ、一方ノ行政官ノ方ハ別段ノ理由ヲ以テ此改正ヲシタノデアリマスルカラ、今日大學卒業ノ者ヲ試験ラシナイ、無試験デ採用ト云フコトハ、少シモソレハ不道理ハナイノデアアル、決シテ特權ナド、云フベキモノデナイ、私立大學ノ方デ見マスと國家ノ官吏ハ少シモ證明シテ居ラヌノデアアルカラ、此ソレノ試験ニ於テ國家ノ官吏ガ試験ヲスルト云フコトハ當然ノ事デアッテ、權衡ヲ得タノデアアルト考ヘルノデアリマスカラ、此法案ノ精神トスル所、又同志會ナドノ唱ヘル所ノ理由ニハ私ハ賛成ヲスルコトハ出來ヌノデアリマス、併ナガラ此大學デ卒業證書ヲ與ヘルト云フ仕方ト云フモノハ、大學ノ制度トシテハ

是ハ永續スベキモノデアルヤ否ヤ、大學制度ニ付イテハ大改革ヲ加ヘナクテハナラヌト云フコトハ今日ノ輿論ト申シテモ宜シイノデアリマスガ、果シテサウナツテ參リマシタナラバ、此卒業證書ト云フモノハ矢張り存在スルヤ否ヤ、今日ノ大學ノ如ク法律學科ハドウ云フ學科課程デ教育スル、政治學科ハドウ云フ學科課程デ教育スルト云フ如ク、中學小學ノ學科課程ノ如キモノガアツテ教育ヲシテ行ク以上ハ、自然此卒業證書ト云フコトモ成立ツテ來ルノデアリマセウガ、併シ……

〔子爵曾我祐準君「質問デゴザイマスカ、議論ハ委員會デナスッタラ如何デゴザイマス」ト述フ〕

質問ノ趣意ヲ委シク述べヌト分リマセヌカラ、豫ネテ御斷リヲ申シテ置キマシタノデゴザイマス

○議長（公爵徳川家達君）議長ノ差止メナイ以上ハ宜カラウト思ヒマス

○江木千之君 ソレデ此學科課程ノ如キモノヲ以テ、サウシテ教育スルト云フコトガ永續シナイトシマスレバ、此卒業證書ト云フモノヲ與ヘルト云フコトハ決シテ將來ハ成立ツテ行クマイト考ヘルノデアリマス、即チ此講座制ヲ自由ニシテ……之ヲ十分ニ自由ニシテ、學生ハ各講座ニ就イテ……其好ム所ノ講座ニ就イテ講義ヲ聽クト云フコトニナリマシタナラバ、即チ外國ノ……先進國ノ例ニ則ツテ之ニ改革ヲ加ヘルト云フコトニナリマシタナラバ、何モ其卒業證書ヲ與ヘルト云フコトハ起ツテ來ナイダラウト思フ、併ナガラ其自由ニ撰擇シテ自分ノ好ム所ノ講座ニ就イテ講義ヲ聽イタ者ガ、他日行政官ナリ、司法官ナリ、或ハ辯護士ナリニナツテ國家ノ公務ニ從事スルトカ、又公衆ヲ相手ニ職務ヲ執ルト云フ場合ニハ、是ハ政府ニ於テ相當ニ其資格ヲ證明シナクテハナラヌト云フコトガ起ツテ來ラウト思フノデアリマス、其場合ニ於テ初メテ學科ヲ加ヘ、或ハ辯護士タル者ハコレノ學科ヲ以テ試験スル、行政官ハ是ダケノ學科ヲ以テ試験スルト云フコトデ、之ヲ國家ノ試験ニ於テ初メテ此學科科目ヲ定メ、サウシテ試験スルト云フコトノ必要ガ起ツテ參ルデアラウト考ヘルノデアリマスガ、卒業證書ヲ與ヘルト云フヤウナコトハ要ラザルコトデアル、將來ハ是ハ無イコトニナラナクテハナラナイト考ヘルノデアリマスガ、左様デアリマスルナラバ、今日卒業生ニ卒業證書ヲヤツテ直チニ採用スル、……司法官ニ採用スルトカ、或ハ辯護士ニナルコトヲ許スト云フヤウナ規定ヲ存シテ置クノ必要ハ更ニ無カラウト考ヘルノデアリマスガ、

政府ニ於テハ之ニ付イテハ御意見ガ定ツテ居ラスノデアリマスカ、過日來、内閣ノ答辯ヲ伺フト、或ハ就職日淺シト云フヤウナコトデ、追ツテ詮議スルトカ、審議ヲ盡ストカ云フ御言葉ガ衆議院ナドデハ屢、現ハレルヤウデアリマスガ、此問題ナドハ疾クカラ成立ツテ居ル大學ニ付イテノ問題デアル、何モ少シモ新ニ起ツタ事柄デハナイノデアリマス、苟モ大命ヲ奉ジテ民政ノ局ニ當ラレ以上ハ、其當時カラ既ニ抱負ガ無クテハナラヌコトデアラウト考ヘル、何モ審議モ審查モ要スルコトデハナイ明瞭ノ問題デアリマス、政府ニ於テハ確定セラレタ所ノ意見ガアラウト考ヘマスル、ドウカ其意見ヲ茲ニ於テ發表セラレムコトヲ希望シマスルノデアリマス

〔國務大臣奥田義人君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（奥田義人君）唯今、江木サンヨリ試験制度ニ關聯シテ學制問題ニ付キマシテ御尋ノ次第ガアリマシタノデ、成ルホド御話ノ如ク大學制度ノ事ニ關シマシテハ、種々學者間竝ニ教育者ノ間ニ意見ガアリマスル、必シモ唯今江木サンノ御述べニナリマシタ所ノモノガ最モ輿論ノ迎ヘテ居ル所ノ意見ナリトモ私ハ信ジマセヌ、當局ニ於キマシテモ亦之ニ關シテ考ヘテ居ル所モアリマスノデアリマスケレドモ、事頗ル重大デアリマシテ、ナカノ容易ニ決スベキ問題デナイト信ジマス、ソレ故ニ今回ハ教育上ノ事ニ關シテ相當ナル有力ノ機關ヲ設ケマシテ、朝野ノ經驗ノアル方々ヲ以テ組織シテ之ニ能ク審議ヲ盡シテ貰ヒ、又當局ノ信ズル所モ十分ニ述ベマシテ過チ無キヲ期スルヤウニ致シタイト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、唯今此席ニ於キマシテ、茲ニ私ノ意見ヲ直チニ言明スルト云フコトハ遺憾ナガラ出來難イノデアリマス、右様御承知アラムコトヲ……

○江木千之君 重ネテ伺ヒマスガ、有力ナル調査機關ヲ設ケル筈デアルカラト云フコトデアリマスガ、多分將ニ建議セラレムトスル案ガアリマスルガ、ソレヲ事ヲ指シテ申サレタノデアラウト考ヘマスルガ、然ラバ、文部大臣ハ調査機關ヲ設ケラレ、此調査機關ミツカラガ調べ出スト云フコトニナツテ居ル以上ハ、重大ノ問題デアルカラ一年カ、ルカ二年カ、ルカ、ソレハ分ラヌノデアアル、サウ云フモノヲ設ケル所デアルカラト云フノデ、文部大臣ハ其案ガ出テ來ルマデ一年モ二年モ手ヲ著ケナイ、或ハ其中ニハ政變モ無イトモ言ヘヌガ、兎ニ角、文部大臣ハ日常ノ常務ヲ扱ツテ其調査機關ノ出來ルノヲ待ツテ居ル、斯ウ云フ御抱負デアリマスカ、一應ソレヲ伺ツテ置キマス

〔國務大臣奧田義人君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(奧田義人君) 御答ヲ致シマス、決シテ左様ナ次第デアリマセ
ス、或ハ調査機關カラシテ持出サレル事柄モアリマセウシ、當局カラシテ又
審議ヲ請フコトモアリマセウシ、要スルニ當局ハ輕々ニ之ヲ決スベキ事柄デ
ナイニ依リマシテ、慎重ニ審議ヲ盡シテ決シタイト云フ趣意デアリマス、責
任ハ何所マデモ當局ニ於テ負フ考デアリマス

○江木千之君 尙ホ今一應伺ヒマスガ、大學卒業生ヲ試験ヲシテ國家官吏ニ
採用スルト云フコトハ、行政官ニ付イテハ明治二十六年ノ改正以來既ニ行ハ
レテ居ルコトデアリマスルガ、司法官ヤ辯護士ナドニ付イテハマダ餘ホド御
考ガ要ルノデアリマセウカ、外國ノ例デナイ、我國デ明ニ實例ヲ示シテ居リ
マスガ、ソレデモマダ司法官辯護士等ノコトニ付イテハ大變込入ッタ何カ御考
ガアッテ非常ニ重大ノコトノヤウデアリマスガ、尙ホサウ云フ御考デアリマセ
ウカ、此明ナ我國ノ例ヲ文部大臣ハ御參考ニナラヌカドウカト云フコトラモ
ウ一ツ伺ヒタイ

〔國務大臣奧田義人君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(奧田義人君) 御答ヲ致シマス、試験ノコトニ關シマシテハ御話
ノ通りニ大學卒業生ト雖モ文官ニ付イテハ試験ヲ受ケナケレバナラヌヤウニ
相成ッテ居リマスシ、判檢事ニ付イテハ無試験デ登用サレルコトニ相成ッテ居
リマス、彼此此間ノ統一ヲ關イテ居ルノデアリマス、之ヲ統一セシムルニ付
キマシテハ、ソレノ關係ノ所ニ十分ニ熟議ヲ遂ゲマシテ、而シテ具體的ニ
案ヲ具ヘテ審議ヲ致サマケレバナラヌ今日ノ場合デアルト云フコトハ私ノ申
スマデモナイコトデアリマス、然ルニ種々ナル事柄ガ蠅集ヲ致シテ居リマス
今日ノ場合デアッテ、今マデ具體的ニ審議ヲ盡スコトガ出來得ラレズニ居リマ
スノデ、茲ニ將來ニ於テ如何ニスルカト云フコトヲ明言ヲ致スコトガ出來得
マセヌノハ私ノ誠ニ遺憾ニ存ズル所デアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ第三ノ法律案ト同一委員デ御異存ゴザイマ
セスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十二、衆議院議員選舉法中改正法律案、

衆議院提出、第一讀會

衆議院議員選舉法中改正法律案
右本院提出案及送付候也

大正二年三月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

衆議院議員選舉法別表中左ノ通改正ス

神奈川縣橫濱市ノ次ニ

橫須賀市 一人

長崎縣長崎市ノ次ニ

佐世保市 一人

新潟縣新潟市ノ次ニ

長岡市 一人

高田市 一人

三重縣四日市市ノ次ニ

宇治山田市 一人

愛知縣名古屋市ノ次ニ

豐橋市 一人

靜岡縣靜岡市ノ次ニ

濱松市 一人

長野縣長野市ノ次ニ

松本市 一人

福島縣若松市ノ次ニ

福島市 一人

廣島縣廣島市ノ次ニ

吳市 一人

ヲ加フ

大分縣 一人

大分市 一人

郡部 六人

附則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

○阪本鈺之助君 此衆議院提出案ハ政府ノ同意セラル、所デアリマスルカ、若シ同意セラル、ト致シマスレバ是ハ新ニ市ノ議員ヲ増スト云フコトデアリマスガ、是マデ既ニ議員ヲ選出シテ居ル市デ人口ガ増加シテ、人口ノ釣合カラシテ見ルト議員ヲ増サザルヲ得ナイ市ガアリマスガ、ソレハ如何ニサル、政府ノ意思デアリマスカ、政府ノ意思ノ存スル所ヲ一應伺ヒタウゴザイマス

〔國務大臣原敬君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(原敬君) 唯今ノ御質問ニ御答旁、政府ノ所見ヲ陳述イタシテ置キマス、此法案ハ市ノ獨立選舉區ヲ設クルコトガ主タル目的デアリマシテ、ソレ等ヲ列舉サレテ居ルヤウニ見エマスガ、御承知ノ如ク衆議院議員選舉法ニ付キマシテハ先年提出イタシマシテ不幸ニシテ其成立ヲ見マセヌデアリマス、其當時提出イタシマシテ法案中ニハ唯今法案ニ書イテアリマス市ノ中デ其改正案ニ掲載サレテ居ル部分モアリマス、サリナガラ唯今衆議院デ提出ニナリマシテ當院ニ回リマシタ此案ハ如何ニモ不備ナリト考ヘマス、ト申シマスルモノハ是ハ人口三萬以上ノ市ハ獨立サセルト云フ原則ニ據リマシタモノト見マスレバ、阪本君ノ御疑ヒノアル如ク尙ホ議員ノ數ヲ増加シナケレバナラス現在ノ獨立市ガアリマス、又單ニ市ヲ三萬以上ノ標準ニ依ッテ獨立イタサセマスナラバ郡部ニ於テ十三萬ニ付イテ一人ノ議員ト云フ標準ヲ適用シテ郡部議員ノ數モ改正シナケレバナラスデアリマス、故ニ此改正案中ノ幾部分ハ先般提出イタシマシタ政府案中ニ掲ゲテアルモノモアリマスケレドモ、唯今申シタガ如ク種々ノ點ニ於テ不備ナリト感ジマスシ、又衆議院議員選舉法ヲ改正イタシマスナラバ尙ホ他ニモ改正イタサナケレバナラスコトノアルノハ先般提出ノ場合ニモ申シタコトモアルヤウナ譯デアリマス、單純ニ斯ノ如キ市ノ幾部分ヲ獨立サセルト云フダケデハ遺憾ナガラ政府ハ同意ヲ表シ兼ネル譯デアリマス

○議長(公卿德川家達君) 本案特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔東久世書記官朗讀〕

衆議院議員選舉法中改正法律案特別委員

公卿二條 基弘君	伯爵萬里小路通房君	子爵野村 益三君
高崎 親章君	村田 保君	男爵南岩倉具 威君
石渡 敏一君	安立 綱之君	木本 源吉君

○議長(公卿德川家達君) 議事日程第十三、災害地方田畑地租免除ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

災害地方田畑地租免除ニ關スル法律案
右本院提出案及送付候也

大正二年三月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公卿德川家達殿

第一條 明治四十五年 年中災害又ハ天候不良ニ因リ府縣又ハ北海道ノ全部若ハ一部ニ互リ收穫皆無ニ歸シタル田畑ノ地租ハ其ノ年分ニ限り之ヲ免除ス

第二條 前條免除ノ申請ハ本法施行後一箇月以内ニ所轄稅務署ニ申出ッヘシ此ノ期間ヲ經過シタルトキハ免除ノ處分ヲ受クルコトヲ得ス

明治三十六年法律第三號ニ依リ地租延納ヲ出願シタル者ハ本法ニ依ル地租免除ノ出願ヲ爲シタル者ト看做ス

第三條 本法ニ依リ被害調査中ハ其ノ田畑ノ地租ノ徵收ヲ猶豫ス

第四條 本法ニ依リ免除シタル地租ハ法律上總テノ納稅資格中ヨリ控除セス

〔政府委員勝田主計君演壇ニ登ル〕

〔木村誓太郎君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公卿德川家達君) 政府委員ニ發言ヲ許シマシタ

○政府委員(勝田主計君) 唯今提出ニナッテ居リマス此災害地方田畑地租免除ニ關スル法律案ハ即チ衆議院ニ於テ提案イタサレマシテ本院ニ回ッテ來テ居リマス案デゴザイマス、此案ニ付キマシテハ大體此租稅ヲ減免イタシマスル其精神ニ於テハ頗ル結構ナコトデゴザイマスルガ、本來此地租條例ノ精神カラ申シマスルト、地租條例ノ精神ト申シマスルモノハ租稅ノ免除ト云フヤウナコトニ付イテハ極メテ例外ヲ設ケテ居リマスノデ、大體此風害デアリマストカ或ハ蟲害デアリマスストカ其他ノ原因ニ依リマシテ茲ニ收穫ノ極少イト云フヤウナ場合ガアリマシタ際ニハ、之ニ對シマシテ此地租ノ延納ト云フコトノ制度ヲ採ッテ居リマスノデ、地租條例ノ精神カラ申シマシテモ、又此稅制ノ制度ノ上カラ申シマシテモ、ドウシテモハ免除ト云フコトヨリハ延納制

デ之ヲ致シテ行カケレバナラヌト云フコトニナルト政府ハ信ジテ居リマス
次第デアリマスノデ、遺憾ナガラ本案ニ對シマシテハ政府ハ同意ヲ致シマセ
ヌノデアリマス、ドウカ左様本案ニ付イテハ御承知ヲ願ヒタイゴザイマス

○木村誓太郎君 本案ニ對シテハ衆議院ニ於テ政府ハ反對ノ意見ヲ述ベラレ
テ居リマスガ、既ニ衆議院ハ大多數ヲ以テ通過ヲ致シテ居ル、此場合ニ政府
ハ絶對反對ヲ致サレマイト信ジテ居リマスガ、唯今御説明ニ依リマス此場
合ニモ反對ノ御意見ノヤウニ承ルデアリマス、付キマシテハ唯今ノ反對ノ理
由トシテハ地租條例ノ性質上カラ御述べニナツテ居リマスルガ、是ハ一應御尤
デハアリマスルガ、彼ノ明治三十四年ノ第二十七號デアリマシタカ、水害ニ
對シテハ既ニ其地租條例ニ對スル除外例ガ出テ居ルノデアリマシテ、水害ニ
對シテハ收穫皆無ノトキニハ地租ヲ免除スルト云フ法律ガ出來テ居ルノデア
リマス、然ラバ此度ノ衆議院ヨリ提出ニナリマシタル災害免租ノ法案ト云フ
モノハ、此法案ノ抑、起ル所以ハ昨年ノ三重縣ト愛知縣地方ノ非常ナル風害、
其風害ハ風ト云フノミナラズ潮ヲ風ニ捲込シテ收穫皆無ノ箇所ガ海岸筋ニハ
澤山出來タノデゴザイマス、私ドモノ地方ニハアリマセナシタガ、海岸地方ニ
ハ澤山收穫皆無ノ地方ガアルノデス、ソレニ依ツテ見マスルト、此法案ト云フ
モノハ、ソレニ原因シテ起ッタト見マスレバ、其收穫皆無ノ所以ト云フモノハ水
害ト何タル區別ハ無イノデアリマス、然ルニ業已ニ地租條例ノ除外トシテ水
害免租ノ法律ガアル以上ハ、其水害以外ノ災害ニ對シテハ免租ハスベカラズ、
延納デナクテハ適用ガ出來ヌト云フノ理由ハ何所ニ在ルノデアリマセウカ、
衆議院ニ於テノ政府ノ説明ニ依リマス、最モ適當デアルト信ズルト云フ位
ノ理由、是ハ理由ニハナツテ居ナイノデス、ドウモ水害ハ免租スベシ、地租ノ
本旨ニ違ウテモ除外例ヲ設ケテ免租スベシ、其他ノ風害若クハ旱害、非常ナ
收穫皆無デモ水害ニ免租ハ出來ルガ、其他ノモノハ收穫皆無デモ免租スベカ
ラズト云フ區別ノ理由ハ、是マデ委員會デ御述べニナツタ筆記ヲ見マシテモ、
衆議院ニ於テ説明セラレタ速記録ヲ見マシテモ其理由ガ少シモ分ラス、ソレ
ヲ一ツ判然ト明ニナルヤウニ御答ヲ願ヒタイノデアリマス、モウ一ツニハ衆
議院デ政府ノ理由トシテ御述べニナツタコトデ、水害以外ノ災害ハ免租ノ方法ニ
實行上非常ニ困難デアル、非常ニ時機ヲ過去ッテ今日ハ其現場ヲ認メルコト
ガ出來ナイカラシテ、實行スルニ困難デアルト云フコトヲ御述べニナツテ居
ルヤウデアリマスガ、是ハ此法案ニアリマスル通り、現在其當時ニ於テ地租

延納ヲ出願シテ實地ノ検査ヲ受ケテ其延納ノ許可ニナツタ分ニ對シテ此度ノ
法案ヲ適用シヤウト云フノデアリマシテ、實行上ニハ少シモ困難ナコトハ無
イノデ、又是マデ此水害免租等ノ法律ヲ定メラレタトキニ於キマシテモ既往
一箇年ニ遡ッテ適用スルト云フコトガ附則ナドニ現在實例ガアルト思ヒマス、
決シテ實行上ノ困難ト云フコトハ萬々ナカラウト信ジテ居ルノデアリマス
ガ、唯今ノ水害ハ免租スベシ、其他ノモノハ如何ナル收穫皆無デモ免租スベカ
ラズト云フノ理由ヲ判然ト御辯明ヲ請ヒタイノデアリマス

〔政府委員勝田主計君演壇ニ登ル〕

○政府委員(勝田主計君) 唯今ノ木村君ノ御問ニ對シテ御答イタシマス、成
ルホド木村君ノ仰セニナリマスル如クニ、水害ニ對シテハ免除ヲ致シテ其他
ノモノニ對シテ免除ヲセナイト云フコトハ、茲ニ此理由ニ於テ矛盾ガアルデ
ヤナイカト云フコトデゴザイマス、誠ニ御尤ナコトデゴザイマス、併ナガラ今
日ノ法制ニ於キマシテ御話ノ如クニ水害ニ對シマシテ除外例ヲ設ケテ、即チ此
地租ヲ免除スルト云フ法律ヲ作リマシタコトハ、是ハ水害ト云フモノガ頻々
トシテ起リマスルシ、竝ニ此水害ノ程度ト申シマスルモノガ他ノ被害ノ程度
ヨリ大キイト云フヤウナコトデ、イロ／＼ノ沿革上、斯様ナ除外例ガ出來テ居
ルノデアリマス、而シテ政府ノ考ト致シマシテハ、是ハ已ムヲ得ズ斯様ナ例
外ハ出來マシタケレドモガ、出來ルナラバ是モ矢張り免除ト云フコトデナク
シテ、詰リ延納ト云フ其主義デ以テ謂ハユル前申シマシタ此地租條例ノ精神
竝ニ稅制ノ精神ニ基キマシテ其方法デ以テ推シ通シテ見タイト云フ政府ハ考
ヲ有ツテ居ルノデス、ソレニ付キマシテハ既ニ前年政府ガ左様ナ案ヲ議會ニ提
出イタシマシタコトモゴザイマス、併ナガラ不幸ニシテ其案ハ通過ハ致シマ
セヌガ、今日ト雖モ矢張り政府ハ左様ナ精神ヲ有ツテ居ル次第デゴザイマス、
ソレカラ第二ニ此委員會ニ於キマシテ政府委員ガ實行上ニ困難デアルト云フ
ヤウナコトヲ申シタガ、ソレハサウデナイト云フヤウナ御話ガアリマシタガ、
此委員會ニハ丁度私出席イタシテ居リマセヌノデ、如何ナルコトヲ申シタカ
知レマセヌガ、要スルニ程度ノ論デアリマシテ、御話ノ如クニ左様ニ困難ト
云フヤウナ事實上ノコトハ無イデアラウト思ヒマスノデ、併シソレハ詰リ政
府委員ガ困難ト申シ、又ハ木村君ガ困難デナイト申サレルノハ、多少程度ノ見
様ニ依ツテ色々言葉ガ齟齬シタコトデアラウト、斯ウ考ヘマス次第デアリマ
ス、是ダケヲ……

○木村誓太郎君 モウ一應御尋イタシマス、唯今ノ政府委員ノ御説明ニ依リマス、元來地租ノ精神上カラ推シテ見ルト、現在ノ法律トナツテ居ル所ノ水害免租モ成ルベクハ廢シタイト云フ希望ガアルカラシテ、ソレ故ニ是モ同意ハシナイト、斯ウ云フ早ク言ヘバ御述べノヤウニ考ヘラレル、併ナガラ既ニ此水害地租免除ト云フ法律ノ存シテ居ル以上ハ矢張りソレト權衡ヲ取ツテ本案ニ同意ナサルノガ適當カト思ハレルノデアリマスガ、ソレトモ此地租モ元ノ二分五厘ニ復舊ヲ致ス時機ガ來テ收穫皆無デモ左ホド民間ニ苦痛ヲ感ジナイ時機ニナリマシタナラバ、此水害免租ノ法律ヲ御廢シニナルモ然ルベキデアリマセウ、其時ニナツタナライザ知ラズ、今日既ニ一般ニ此免租ノ法律ヲ存シテ置ク以上、同ク收穫皆無デアリナガラ一方ニハ免租ノ法律ヲ適用シ、一方ニハ適用スルコトハナラスト云フコトハ議論デハアリマセヌガ、モウ少シ理由ガアリサウナモノダト思ヒマスカラ、モウ一應御尋イタシマス

〔政府委員勝田主計君演壇ニ登ル〕

○政府委員(勝田主計君) 再三ノ御尋デゴザイマスガ、政府ノ所信ハ唯今私ガ申シマシタ通りデアリマシテ、其以上ヲコ、デ申上ゲマスルコトニナリマスルト、詰リ議論ニ涉リマスヤウデゴザイマスカラシテ、或ハ委員會等ニ於テ尙ホ細カク打明ケテ御話モ致シマスルシ、又御話ヲ承ルト云フコトニ願ヒタウゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔東久世書記官朗讀〕

災害地方田畑地租免除ニ關スル法律案特別委員

伯爵松 浦 厚君 子爵牧野 忠篤君 男爵小早川 四郎君
男爵若王子 文健君 男爵藤堂 憲丸君 石井省一郎君
西村 亮吉君 佐々田 懋君 森田 庄兵衛君

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十四、刑法施行法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

刑法施行法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正二年三月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿
刑法施行法中左ノ通改正ス

第五十五條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

上告裁判所ハ上告棄却ノ場合ト雖モ執行猶豫ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ第三ノ法案ノ委員ニ付託シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 次ノ議事日程ハ決定次第、御通知ニ及ビマス、本日は是デ散會ヲ致シマス

午後零時一分散會